

綾 部 市 公 報

番 号 第 6 8 9 号
発行日 令和元年 1 1 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○ 告 示

- 綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示
(市民・国保課) . . . 1
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認
(こども支援課) . . . 2
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認
(こども支援課) . . . 3
- 令和元年度綾部市議会 9 月定例会において議決を経た決算の要領の公表
(財政課) . . . 4
- 綾部市多面的機能支払交付金交付要綱の一部改正
(農林課) . . . 5
- 市道路線認定告示
(建設課) . . . 15
- 市道区域決定告示
(建設課) . . . 16
- 市道供用開始告示
(建設課) . . . 17
- 綾部市自主防災組織育成事業費補助金交付要綱の一部改正
(防災・危機管理課) . . . 18
- ふるさと納税指定代理納付者の指定告示
(秘書広報課) . . . 21
- ふるさと納税収納代行事務の委託告示
(秘書広報課) . . . 22

- ふるさと納税指定代理納付者の指定告示
(秘書広報課) . . . 23
- ふるさと納税収納代行事務の委託告示
(秘書広報課) . . . 24
- 令和元年 9 月末における財政に関する事項の公表について
(財政課) . . . 25
- 公 告
- インフルエンザ予防接種の実施について
(保健推進課) . . . 54
- 公示送達
(税務課) . . . 55
- 大畑池、狭間道路、片山水路、多和田水路・道路復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課) . . . 56
- 市道打越線（打越橋）補修工事条件付一般競争入札について
(監理課) . . . 66
- 谷ヶ市水路、安田・ゆり上ミノ坪・ゆり農地復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課) . . . 76
- 毛ノ才・ユス農地、有坪道路、野ノ下農地復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課) . . . 87
- 和木町防火水槽新設工事条件付一般競争入札について
(監理課) . . . 97
- 口上林地区水管橋復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課) . . . 107

- ・高津町配水管布設替工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・117
- ・放置自転車の処分について
(市民協働課)・・・127
- ・公示送達
(市民・国保課)・・・131
- ・滝谷水路・農地、宮ノ下農地復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・132
- ・総合運動公園避難路整備工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・142
- ・大谷道路・水路、河原・野谷水路復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・152
- ・前地農地、後位ヶ内・芝居崎道路復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・162
- ・畑口川外1川河川災害復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・172
- ・岸ヶ下農地1・2復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・182
- ・綾部市立病院電話交換機整備工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・192
- ・綾部市立病院西館非常用電源装置更新工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・202

- ・マンホールポンプ設置(1-1)工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・212
- ・あやべ温泉改修工事(機械設備工事)条件付一般競争入札について
(監理課)・・・222
- ・令和2年度飛び立て!中学生海外派遣業務に関する公募型プロポーザルの実施について
(学校教育課)・・・232
- ・公示送達
(税務課)・・・233
- ・公示送達
(税務課)・・・234
- ・公示送達
(税務課)・・・235
- ・所有者の判明しない動物の抑留について
(保健推進課)・・・236
- 教育委員会告示
 - ・令和元年度第9回綾部市教育委員会招集告示
・・・237
- 十倉財産区告示
 - ・綾部市十倉財産区議会招集告示
・・・238

綾部市告示第187号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和元年 10月2日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
平成30年 4月 1日	綾0106-01004	昭和26年10月12日
平成30年 4月 1日	綾0804-63001	昭和22年 1月10日
令和 元年 8月 1日	綾0827-21041	昭和26年 7月30日
平成30年 4月 1日	綾0838-12002	昭和36年 1月20日
平成30年12月 5日	綾0903-73027	平成 元年 8月19日
平成30年 4月 1日	綾1201-23013	昭和27年 2月23日

綾部市告示第188号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第30条の11第1項の規定により確認した子ども・子育て支援施設等について、法第58条の11の規定により、次のとおり公示します。

令和元年10月2日

綾部市長 山 崎 善 也

特定教育・保育施設一覧

提供者名	施設の名称	施設の所在地	確認日	施設の種類	預かり保育事業の要件
特定非営利 活動法人 ひとなす 風のこっこ	風の子共同 保育園	綾部市於与岐町安ノ坂 49	令和元年 10月1 日	認可外保育施設	—

綾部市告示第189号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第30条の11第1項の規定により確認した子ども・子育て支援施設等について、法第58条の11の規定により、次のとおり公示します。

令和元年10月10日

綾部市長 山 崎 善 也

施設一覧

提供者名	施設の名称	施設の所在地	確認日	施設の種類	預かり保育事業の要件
綾部市	綾部市病後 児保育室 「あすなろ ルーム」	綾部市若松町15番地	令和元年 10月1日	その他 (綾部市役所庁舎内)	—

綾部市告示第 1 9 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 6 項の規定に基づき、令和元年 9 月綾部市議会定例会において認定された決算の要領を次のとおり公表する。

令和元年 1 0 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 平成 3 0 年度綾部市一般会計歳入歳出決算
- 2 平成 3 0 年度綾部市市立診療所等特別会計歳入歳出決算
- 3 平成 3 0 年度綾部市農林業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算
- 4 平成 3 0 年度綾部市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 5 平成 3 0 年度綾部市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 6 平成 3 0 年度綾部市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 7 平成 3 0 年度綾部市駐車場特別会計歳入歳出決算
- 8 平成 3 0 年度綾部市簡易水道特別会計歳入歳出決算
- 9 平成 3 0 年度綾部市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 1 0 平成 3 0 年度綾部市地域排水事業特別会計歳入歳出決算
- 1 1 平成 3 0 年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計歳入歳出決算
- 1 2 平成 3 0 年度綾部市上水道事業決算
- 1 3 平成 3 0 年度綾部市病院事業決算

（以下掲示済）

綾部市告示第 1 9 1 号

綾部市多面的機能支払交付金交付要綱（平成 2 7 年綾部市告示第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 1 0 月 1 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条中「別紙 2 の第 5 の 4」を「別紙 2 の第 5 の 5」に改める。

第 3 条第 2 号中「（共同）」を削り、「別紙 2 の第 4 の 1」を「別紙 2 の第 4」に改め、「共同活動」の次に「、施設の長寿命化のための活動及び組織の広域化・体制強化」を加え、同条第 3 号を削る。

第 4 条を次のように改める。

（交付金の額）

第 4 条 交付金の額は、別表に定める額とする。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

交付金の種類	交付対象事業	交付金の額									
<p>1 農地維持 支払交付金</p>	<p>農地維持活動</p>	<p>(1) 基本交付額</p> <p>対象農用地（実施要綱別紙1の第3に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の面積に次に掲げる地目ごとの交付単価（事業計画に定める実施期間中に当該対象農用地の地目を変更する場合は、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の交付単価）を乗じて得た額とする。</p>									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="620 656 1034 701">地目</th> <th data-bbox="1034 656 1441 701">10アール当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="620 701 1034 745">田</td> <td data-bbox="1034 701 1441 745">3,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="620 745 1034 790">畑</td> <td data-bbox="1034 745 1441 790">2,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="620 790 1034 835">草地</td> <td data-bbox="1034 790 1441 835">250円</td> </tr> </tbody> </table>		地目	10アール当たり	田	3,000円	畑	2,000円	草地	250円
		地目	10アール当たり								
		田	3,000円								
畑	2,000円										
草地	250円										
<p>(2) 加算交付額</p> <p>事業計画に定める活動期間中に、活動組織において新たに小規模集落（実施要綱別紙1の第6の2の(2)に規定するものをいう。以下この項において同じ。）が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合に、当該活動期間中に限りこの項の(1)の額に加算できる。</p> <p>当該対象農用地の面積に次に掲げる地目ごとの交付単価（事業計画に定める実施期間中に当該対象農用地の地目を変更する場合は、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の交付単価）を乗じて得た額とする。</p> <p>ただし、一の年度における交付額は、1小規模集落当たり20万円を上限とし、1活動組織当たり40万円を上限とする。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="620 1496 1034 1541">地目</th> <th data-bbox="1034 1496 1441 1541">10アール当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="620 1541 1034 1585">田</td> <td data-bbox="1034 1541 1441 1585">1,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="620 1585 1034 1630">畑</td> <td data-bbox="1034 1585 1441 1630">600円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="620 1630 1034 1675">草地</td> <td data-bbox="1034 1630 1441 1675">80円</td> </tr> </tbody> </table>		地目	10アール当たり	田	1,000円	畑	600円	草地	80円		
地目	10アール当たり										
田	1,000円										
畑	600円										
草地	80円										
<p>2 資源向上 支払交付金 （地域資源 の質的向上 を図る共同 活動）</p>	<p>資源向上活動 （地域資源の 質的向上を図 る共同活動）</p>	<p>(1) 基本交付額</p> <p>対象農用地（実施要綱別紙2の第3に規定するものをいう。以下この項及びこの表の3の項において同じ。）の面積に次に掲げる地目ごとの交付単価を乗じて得た額とする。</p> <p>ただし、多面的機能の増進を図る活動（実施要綱別紙2の第4の1の(2)に規定するものをいう。以下この項に</p>									

において同じ。)を実施しない場合は、当該交付単価に6分の5を乗じて得た額とする。

地目	10アール当たり
田	2,400円
畑	1,440円
草地	240円

(2) 加算交付額(多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援)

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる活動組織が、事業計画に定める活動期間中に、多面的機能の増進を図る活動の取組から新たに取組を選択し、1取組以上追加する場合又は新たに設立する対象組織(実施要綱別紙2の第2に規定するものをいう。以下この項において同じ。)及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に多面的機能の増進を図る活動の取組(ただし、広報活動を除く。)から2取組以上選択して取り組む場合にこの項の(1)の額に加算できる。

対象農用地の面積に次に掲げる地目ごとの交付単価を乗じて得た額とする。

地目	10アール当たり
田	400円
畑	240円
草地	40円

(3) 加算交付額(農村協働力の深化に向けた活動への支援)

この項の(2)の加算交付を受ける活動組織であって、構成員のうち農業者以外の者が4割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する構成員の個人及び団体を構成する者の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合に、当該活動期間中に限りこの項の(1)及び(2)の合計額に加算できる。

対象農用地の面積に次に掲げる地目ごとの交付単価を乗じて得た額とする。

地目	10アール当たり
田	400円
畑	240円
草地	40円

<p>3 資源向上 支払交付金 (施設の長 寿命化のた めの活動)</p>	<p>資源向上活動 (施設の長寿 命化のための 活動)</p>	<p>対象農用地の面積に次に掲げる地目ごとの交付単価を乗じて得た額の合計額（実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさず、かつ、直営施工を実施しない活動組織にあっては、6分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。））を上限とし市長が別に定める額とする。</p> <p>ただし、実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該合計額又は保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。</p> <table border="1" data-bbox="624 669 1442 869"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>10アール当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table>	地目	10アール当たり	田	4,400円	畑	2,000円	草地	400円
地目	10アール当たり									
田	4,400円									
畑	2,000円									
草地	400円									
<p>4 資源向上 支払交付金 (組織の広 域化・体制 強化)</p>	<p>資源向上活動 (組織の広域 化・体制強化)</p>	<p>組織の広域化・体制強化を行う活動組織に当該活動期間中に限り交付できる。</p> <p>次に掲げる区分ごとの額とする。</p> <table border="1" data-bbox="624 1025 1442 1370"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1組織当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3集落以上又は50ha以上200ha未満</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>200ha以上1,000ha未満又は特定非営利活動法人</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000ha以上</td> <td>160,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1組織当たり	3集落以上又は50ha以上200ha未満	40,000円	200ha以上1,000ha未満又は特定非営利活動法人	80,000円	1,000ha以上	160,000円
区分	1組織当たり									
3集落以上又は50ha以上200ha未満	40,000円									
200ha以上1,000ha未満又は特定非営利活動法人	80,000円									
1,000ha以上	160,000円									

備考 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）を5年以上実施した農用地又は資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）を実施している農用地である場合の交付単価は、この表の2の項の（1）から（3）までに掲げる交付単価に4分の3を乗じて得た額とする。

様式第 1 号中

「

農 地 維 持 活 動	円
資 源 向 上 活 動 (共 同)	円
資 源 向 上 活 動 (長 寿 命 化)	円

を

」

「

農地維持支払交付金及び資源向上 支払交付金（施設の長寿命化のた めの活動を除く。）	円
資源向上支払交付金（施設の長寿 命化のための活動）	円

に、

」

「別紙 2 の第 5 の 4 の (2) 」を「別紙 2 の第 5 の 5 の (2) 」に改める。

様式第 2 号中

「

交 付	区 分	交 付 金 交 付 決 定 額
	農 地 維 持 活 動	円
	資 源 向 上 活 動 (共 同)	円
	資 源 向 上 活 動 (長 寿 命 化)	円

を

」

「

交 付	区 分	交 付 金 交 付 決 定 額
	農地維持支払交付金及び資源 向上支払交付金（施設の長寿命 化のための活動を除く。）	円
	資源向上支払交付金（施設の長 寿命化のための活動）	円

に

」

改める。

様式第 3 号中

「

農地維持活動	変更後	円
	変更前	円
資源向上活動（共同）	変更後	円
	変更前	円
資源向上活動（長寿命化）	変更後	円
	変更前	円

を

」

「

農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）	変更後	円
	変更前	円
資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）	変更後	円
	変更前	円

に、

」

「別紙 2 の第 5 の 5 の（ 2 ）」を「別紙 2 の第 5 の 6 の（ 3 ）」に改める。

様式第 4 号中

「

農地維持活動	円	円	円	%	円
資源向上活動 （共同）	円	円	円	%	円
資源向上活動 （長寿命化）	円	円	円	%	円

を

」

「

農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）	円	円	円	%	円
資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）	円	円	円	%	円

に

」

改める。

様式第 5 号及び様式第 6 号を次のように改める。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

綾部市長 様

組織名

代表者氏名

㊟

綾部市多面的機能支払交付金交付事業遂行状況報告書

綾部市多面的機能支払交付金交付事業の遂行状況について、綾部市多面的機能支払交付金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 本年度事業費

区 分 項 目	農地維持支払交付金及び資源 向上支払交付金（施設の長寿 命化のための活動を除く。）	資源向上支払交付金（施設の 長寿命化のための活動）
前年度からの持越額	円	円
本年度交付金	円	円
利 子 等	円	円
合 計 ①	円	円

2 事業遂行状況

区 分 項 目	農地維持支払交付金及び資源 向上支払交付金（施設の長寿 命化のための活動を除く。）	資源向上支払交付金（施設の 長寿命化のための活動）
出 来 高 ②	円	円
進 捗 率 ② / ① × 1 0 0	%	%

様式第 6 号（第 10 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

組織名

代表者氏名

⑩

綾部市多面的機能支払交付金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市多面的機能支払交付金について、下記のとおり実施したので、綾部市多面的機能支払交付金交付要綱第 10 条の規定により実績を報告します。

記

1 収支実績

収入の部	区 分	農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）	資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）
	項 目		
	前年度からの持越額	円	円
	本年度交付金	円	円
	利 子 等	円	円
	合 計	円	円

支出の部	区 分	農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）	資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）
	項 目		
	本年度事業に要した費用	円	円
	返 還 額	円	円
	次年度への持越額	円	円
	合 計	円	円

2 事業完了年月日

年 月 日

備考 事業費の根拠となる支払経費等の内訳を記載した資料及び帳簿の写し等を添付してください。

附 則

この告示は、令和元年10月16日から施行し、令和元年度分の交付金から適用する。

綾部市告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条の規定に基づき、道路を次のように認定する。

なお、その関係図面は下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和元年10月23日

綾部市長 山崎善也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和元年10月23日から令和元年11月6日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 認定する路線

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な経過地
1450	延弓場線	延町弓場9番5 延町弓場9番7		

綾部市告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和元年10月23日

綾部市長 山崎善也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和元年10月23日から令和元年11月6日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

4 決定する路線の区域

整理番号	路 線 名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
1450	延 弓 場 線	延町弓場9番5 延町弓場9番7	最大 4.03 最小 4.00	36.70

綾部市告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、令和元年10月23日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和元年10月23日

綾部市長 山崎善也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和元年10月23日から令和元年11月6日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

4 供用開始する路線の区間

整理番号	路線名	区 間	
1450	延弓場線	延町弓場9番5	延町弓場9番7

綾部市告示第 1 9 5 号

綾部市自主防災組織育成事業費補助金交付要綱（平成 1 6 年綾部市告示第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 1 0 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 5 条中「以下」を「次条において」に改める。
様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市自主防災組織育成事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市自主防災組織育成事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

交 付	補助金額 円
不 交 付	理 由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

この告示は、令和元年10月23日から施行する。

綾部市告示第196号

あやべ応援寄附金（ふるさと納税）事業に係る指定代理納付者を指定しましたので、綾部市会計規則（昭和57年4月1日綾部市規則第2号）第32条第2項の規定に基づき告示する。

令和元年10月30日

綾部市長 山崎善也

1 指定代理者納付者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
S B ペイメントサービス株式会社	東京都港区新町一丁目9番2号 汐留住友ビル25階

2 歳入の種類

寄附金

3 指定日

令和元年10月30日

綾部市告示第197号

ふるさと納税収納代行事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和元年10月30日

綾部市長 山崎善也

1 委託先

氏 名	住 所
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目2番1号

2 委託の期間

令和元年10月30日から令和2年3月31日まで

綾部市告示第198号

あやべ応援寄附金（ふるさと納税）事業に係る指定代理納付者を指定しましたので、綾部市会計規則（昭和57年4月1日綾部市規則第2号）第32条第2項の規定に基づき告示する。

令和元年10月30日

綾部市長 山崎善也

1 指定代理者納付者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス

2 歳入の種類

寄附金

3 指定日

令和元年10月30日

綾部市告示第199号

ふるさと納税収納代行事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和元年10月30日

綾部市長 山崎善也

1 委託先

氏 名	住 所
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス

2 委託の期間

令和元年10月30日から令和2年3月31日まで

綾部市告示第200号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定に基づき、令和元年9月末における財政に関する事項を別紙のとおり公表する。

令和元年11月1日

綾部市長 山 崎 善 也

■ 令和元年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

一般会計

歳入合計	7,476,187,730 円
歳出合計	6,824,247,616 円
差引残高	651,940,114 円

歳 入

(単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比率(%)
市 税	4,535,487,000	2,938,633,047	1,596,853,953	64.8
地 方 譲 与 税	171,000,000	53,082,000	117,918,000	31.0
利 子 割 交 付 金	6,000,000	1,231,000	4,769,000	20.5
配 当 割 交 付 金	22,000,000	6,480,000	15,520,000	29.5
株式等譲渡所得割交付金	23,000,000	0	23,000,000	0.0
地方消費税交付金	596,000,000	340,336,000	255,664,000	57.1
自動車取得税交付金	27,000,000	21,494,000	5,506,000	79.6
環境性能割交付金	28,000,000	0	28,000,000	0.0
地方特例交付金	34,000,000	27,557,000	6,443,000	81.1
地 方 交 付 税	4,387,056,000	2,902,101,000	1,484,955,000	66.2
交通安全対策特別交付金	4,500,000	1,972,000	2,528,000	43.8
分担金及び負担金	182,144,000	28,349,967	153,794,033	15.6
使用料及び手数料	407,927,000	201,795,487	206,131,513	49.5
国 庫 支 出 金	2,604,782,104	597,300,962	2,007,481,142	22.9
府 支 出 金	2,084,314,000	115,067,698	1,969,246,302	5.5
財 産 収 入	49,331,000	17,675,222	31,655,778	35.8
寄 附 金	9,115,000	127,251,300	△ 118,136,300	1,396.1
繰 入 金	1,118,253,000	0	1,118,253,000	0.0
繰 越 金	33,433,816	33,365,106	68,710	99.8
諸 収 入	210,551,000	62,495,941	148,055,059	29.7
市 債	1,713,500,000	0	1,713,500,000	0.0
歳 入 合 計	18,247,393,920	7,476,187,730	10,771,206,190	41.0

歳 出

(単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比率(%)
議 会 費	183,561,000	101,020,190	82,540,810	55.0
総 務 費	2,399,676,000	960,609,971	1,439,066,029	40.0
民 生 費	5,591,739,000	1,864,050,404	3,727,688,596	33.3
衛 生 費	1,921,411,000	585,139,328	1,336,271,672	30.5
労 働 費	51,838,000	46,987,945	4,850,055	90.6
農 林 水 産 業 費	683,471,000	136,771,416	546,699,584	20.0
商 工 費	276,686,000	128,383,983	148,302,017	46.4
土 木 費	2,099,562,000	1,109,578,078	989,983,922	52.8
消 防 費	561,095,000	257,182,336	303,912,664	45.8
教 育 費	1,631,421,000	828,240,615	803,180,385	50.8
公 債 費	1,288,078,000	631,265,227	656,812,773	49.0
予 備 費	20,000,000	0	20,000,000	0.0
災 害 復 旧 費	1,538,788,000	175,018,123	1,363,769,877	11.4
歳 出 合 計	18,247,326,000	6,824,247,616	11,423,078,384	37.4

■ 令和元年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

市立診療所等特別会計

歳入合計	5,199,330 円
歳出合計	14,293,666 円
差引残高	△ 9,094,336 円

歳 入 (単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比率(%)
使用料及び手数料	14,090,000	5,195,010	8,894,990	36.9
府 支 出 金	5,576,000	0	5,576,000	0.0
繰 入 金	17,977,000	0	17,977,000	0.0
諸 収 入	63,000	4,320	58,680	6.9
歳 入 合 計	37,706,000	5,199,330	32,506,670	13.8

歳 出 (単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比率(%)
休日医療対策費	521,000	177,022	343,978	34.0
上林歯科診療所運営費	9,210,000	3,878,325	5,331,675	42.1
市立診療所運営費	27,875,000	10,238,319	17,636,681	36.7
予 備 費	100,000	0	100,000	0.0
歳 出 合 計	37,706,000	14,293,666	23,412,334	37.9

■ 令和元年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

農林業者労働災害共済特別会計

歳入合計	2,589,320 円
歳出合計	106,443 円
差引残高	2,482,877 円

歳 入

(単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比率(%)
共 済 会 費 収 入	2,325,000	2,169,000	156,000	93.3
財 産 収 入	2,000	222	1,778	11.1
繰 入 金	483,000	0	483,000	0.0
繰 越 金	421,000	420,098	902	99.8
諸 収 入	1,000	0	1,000	0.0
歳 入 合 計	3,232,000	2,589,320	642,680	80.1

歳 出

(単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比率(%)
事 業 費	3,132,000	106,443	3,025,557	3.4
予 備 費	100,000	0	100,000	0.0
歳 出 合 計	3,232,000	106,443	3,125,557	3.3

■ 令和元年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

国民健康保険特別会計

歳入合計	1,374,285,576 円
歳出合計	1,457,413,554 円
差引残高	△ 83,127,978 円

歳 入 (単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比率(%)
国民健康保険料	554,467,000	221,456,425	333,010,575	39.9
使用料及び手数料	233,000	64,300	168,700	27.6
療養給付費等交付金	1,000	0	1,000	0.0
府 支 出 金	2,722,013,000	1,150,590,000	1,571,423,000	42.3
財 産 収 入	36,000	6,373	29,627	17.7
繰 入 金	345,697,000	0	345,697,000	0.0
繰 越 金	623,000	622,065	935	99.8
諸 収 入	6,150,000	1,546,413	4,603,587	25.1
歳 入 合 計	3,629,220,000	1,374,285,576	2,254,934,424	37.9

歳 出 (単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比率(%)
総 務 費	64,496,000	23,099,210	41,396,790	35.8
保 険 給 付 費	2,704,940,000	1,203,127,247	1,501,812,753	44.5
国民健康保険事業費納付金	793,247,000	211,549,744	581,697,256	26.7
保 健 事 業 費	58,550,000	18,843,200	39,706,800	32.2
基 金 積 立 金	658,000	6,373	651,627	1.0
公 債 費	103,000	0	103,000	0.0
諸 支 出 金	3,226,000	787,780	2,438,220	24.4
予 備 費	4,000,000	0	4,000,000	0.0
歳 出 合 計	3,629,220,000	1,457,413,554	2,171,806,446	40.2

■ 令和元年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

後期高齢者医療特別会計

歳入合計	190,358,046 円
歳出合計	185,970,206 円
差引残高	4,387,840 円

歳 入 (単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比率(%)
後期高齢者医療保険料	400,163,000	179,554,176	220,608,824	44.9
使用料及び手数料	37,000	9,800	27,200	26.5
繰 入 金	169,838,000	0	169,838,000	0.0
繰 越 金	10,747,000	10,746,613	387	100.0
諸 収 入	1,353,000	47,457	1,305,543	3.5
歳 入 合 計	582,138,000	190,358,046	391,779,954	32.7

歳 出 (単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比率(%)
総 務 費	2,586,000	1,256,971	1,329,029	48.6
後期高齢者医療広域連合納付金	573,302,000	184,311,250	388,990,750	32.1
諸 支 出 金	1,250,000	401,985	848,015	32.2
予 備 費	5,000,000	0	5,000,000	0.0
歳 出 合 計	582,138,000	185,970,206	396,167,794	31.9

■ 令和元年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

駐車場特別会計

歳入合計	8,138,548 円
歳出合計	2,799,043 円
差引残高	5,339,505 円

歳 入 (単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比率(%)
使用料及び手数料	20,811,000	8,138,150	12,672,850	39.1
財産収入	2,000	398	1,602	19.9
諸 収入	1,000	0	1,000	0.0
歳 入 合 計	20,814,000	8,138,548	12,675,452	39.1

歳 出 (単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比率(%)
運営管理費	10,714,000	2,799,043	7,914,957	26.1
事業費	10,000,000	0	10,000,000	0.0
予備費	100,000	0	100,000	0.0
歳 出 合 計	20,814,000	2,799,043	18,014,957	13.4

■ 令和元年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

簡易水道特別会計

歳入合計	33,510,060 円
歳出合計	123,915,065 円
差引残高	△ 90,405,005 円

歳 入 (単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比率(%)
分 担 金 及 び 負 担 金	1,970,000	194,400	1,775,600	9.9
使 用 料 及 び 手 数 料	99,496,000	33,315,660	66,180,340	33.5
国 庫 支 出 金	4,738,000	0	4,738,000	0.0
府 支 出 金	31,030,000	0	31,030,000	0.0
財 産 収 入	120,000	0	120,000	0.0
繰 入 金	189,304,000	0	189,304,000	0.0
諸 収 入	5,020,000	0	5,020,000	0.0
市 債	47,600,000	0	47,600,000	0.0
歳 入 合 計	379,278,000	33,510,060	345,767,940	8.8

歳 出 (単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比率(%)
総 務 費	57,774,000	12,126,614	45,647,386	21.0
給 水 費	126,537,000	20,160,324	106,376,676	15.9
公 債 費	159,467,000	79,686,127	79,780,873	50.0
予 備 費	500,000	0	500,000	0.0
災 害 復 旧 費	35,000,000	11,942,000	23,058,000	34.1
歳 出 合 計	379,278,000	123,915,065	255,362,935	32.7

■令和元年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

住宅・工業団地事業特別会計

歳入合計	4,824,500 円
歳出合計	13,258,886 円
差引残高	△ 8,434,386 円

歳 入 (単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比率(%)
財 産 収 入	58,626,000	4,824,500	53,801,500	8.2
繰 入 金	12,086,000	0	12,086,000	0.0
諸 収 入	238,000	0	238,000	0.0
歳 入 合 計	70,950,000	4,824,500	66,125,500	6.8

歳 出 (単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比率(%)
総 務 費	38,949,000	60,976	38,888,024	0.2
販 売 促 進 費	19,415,000	6,866,741	12,548,259	35.4
公 債 費	12,086,000	6,331,169	5,754,831	52.4
予 備 費	500,000	0	500,000	0.0
歳 出 合 計	70,950,000	13,258,886	57,691,114	18.7

令和元年度

財産に関する調書

(令和元年9月30日現在)

綾部市

財 産 に 関 す る 調 書

1 公 有 財 産

(1) 土 地 及 び 建 物

総 括

区 分	土 地 (地 積)			建 物									
				木 造 (延面積)			非 木 造 (延面積)			延 面 積 計			
	前年度末 現在高	期 間 中 増 減 高	令和元年9月30日 現在高	前年度末 現在高	期 間 中 増 減 高	令和元年9月30日 現在高	前年度末 現在高	期 間 中 増 減 高	令和元年9月30日 現在高	前年度末 現在高	期 間 中 増 減 高	令和元年9月30日 現在高	
本 庁 舎	8,916.17	0.00	8,916.17	109.90	0.00	109.90	7,848.75	0.00	7,848.75	7,958.65	0.00	7,958.65	
そ の 政 他 機 関 の 関	警察(消防)施設	24,304.81	0.00	24,304.81	938.04	0.00	938.04	3,704.54	0.00	3,704.54	4,642.58	0.00	4,642.58
	その他の施設	182,360.45	0.00	182,360.45	116.80	0.00	116.80	9,557.34	0.00	9,557.34	9,674.14	0.00	9,674.14
公 共 用 財 産	学 校	237,679.88	0.00	237,679.88	4,668.25	0.00	4,668.25	59,968.03	△ 67.33	59,900.70	64,636.28	△ 67.33	64,568.95
	公 営 住 宅	54,877.61	0.00	54,877.61	10,077.68	△ 282.92	9,794.76	5,359.39	0.00	5,359.39	15,437.07	△ 282.92	15,154.15
	公 園	321,647.32	0.00	321,647.32	515.00	0.00	515.00	7,350.52	0.00	7,350.52	7,865.52	0.00	7,865.52
	その他の施設	1,965,565.10	△ 51,329.29	1,914,235.81	23,124.78	△ 339.73	22,785.05	57,397.28	△ 4,612.34	52,784.94	80,522.06	△ 4,952.07	75,569.99
	山 林	1,039,160.52	0.00	1,039,160.52	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	田	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	畑	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区分	土地(地積)			建物								
				木造(延面積)			非木造(延面積)			延面積計		
	前年度末 現在高	期間中 増減高	令和元年9月30日 現在高	前年度末 現在高	期間中 増減高	令和元年9月30日 現在高	前年度末 現在高	期間中 増減高	令和元年9月30日 現在高	前年度末 現在高	期間中 増減高	令和元年9月30日 現在高
原野	4,100.91	0.00	4,100.91	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑種地	12,033.47	0.00	12,033.47	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宅地	14,913.50	△ 2,482.39	12,431.11	-	-	-	-	-	-	-	-	-
池	85,562.00	0.00	85,562.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-
墓地	14,737.61	0.00	14,737.61	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	53,287.60	0.00	53,287.60	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建物	-	-	-	2,175.25	0.00	2,175.25	1,339.96	0.00	1,339.96	3,515.21	0.00	3,515.21
合計	4,019,146.95	△ 53,811.68	3,965,335.27	41,725.70	△ 622.65	41,103.05	152,525.81	△ 4,679.67	147,846.14	194,251.51	△ 5,302.32	188,949.19

行 政 財 産

区 分	土 地 (地 積)			建 物									
				木 造 (延面積)			非 木 造 (延面積)			延 面 積 計			
	前年度末 現在高	期 間 増 減	中 高 令和元年9月30日 現在高	前年度末 現在高	期 間 増 減	中 高 令和元年9月30日 現在高	前年度末 現在高	期 間 増 減	中 高 令和元年9月30日 現在高	前年度末 現在高	期 間 増 減	中 高 令和元年9月30日 現在高	
本 庁 舎	8,916.17	0.00	8,916.17	109.90	0.00	109.90	7,848.75	0.00	7,848.75	7,958.65	0.00	7,958.65	
そ の 政 他 機 関	警察(消防)施設	24,304.81	0.00	24,304.81	938.04	0.00	938.04	3,704.54	0.00	3,704.54	4,642.58	0.00	4,642.58
	その他の施設	182,360.45	0.00	182,360.45	116.80	0.00	116.80	9,557.34	0.00	9,557.34	9,674.14	0.00	9,674.14
公 共 財 産	学 校	237,679.88	0.00	237,679.88	4,668.25	0.00	4,668.25	59,968.03	△ 67.33	59,900.70	64,636.28	△ 67.33	64,568.95
	公 営 住 宅	54,877.61	0.00	54,877.61	10,077.68	△ 282.92	9,794.76	5,359.39	0.00	5,359.39	15,437.07	△ 282.92	15,154.15
	公 園	321,647.32	0.00	321,647.32	515.00	0.00	515.00	7,350.52	0.00	7,350.52	7,865.52	0.00	7,865.52
	その他の施設	1,965,565.10	△ 51,329.29	1,914,235.81	23,124.78	△ 339.73	22,785.05	57,397.28	△ 4,612.34	52,784.94	80,522.06	△ 4,952.07	75,569.99
合 計	2,795,351.34	△ 51,329.29	2,744,022.05	39,550.45	△ 622.65	38,927.80	151,185.85	△ 4,679.67	146,506.18	190,736.30	△ 5,302.32	185,433.98	

普 通 財 産

区 分	土 地 (地 積)			建 物						延 面 積 計			
	前年度末 現在高	期 間 増 減	中 令和元年9月30日 高 現在高	木 造 (延面積)			非 木 造 (延面積)			延 面 積 計			
				前年度末 現在高	期 間 増 減	中 令和元年9月30日 高 現在高	前年度末 現在高	期 間 増 減	中 令和元年9月30日 高 現在高	前年度末 現在高	期 間 増 減	中 令和元年9月30日 高 現在高	
山 林	1,039,160.52	0.00	1,039,160.52	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
田	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
畑	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
原 野	4,100.91	0.00	4,100.91	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑 種 地	12,033.47	0.00	12,033.47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宅 地	14,913.50	△ 2,482.39	12,431.11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
池	85,562.00	0.00	85,562.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
墓 地	14,737.61	0.00	14,737.61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	53,287.60	0.00	53,287.60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 物	-	-	-	2,175.25	0.00	2,175.25	1,339.96	0.00	1,339.96	3,515.21	0.00	3,515.21	
合 計	1,223,795.61	△ 2,482.39	1,221,313.22	2,175.25	0.00	2,175.25	1,339.96	0.00	1,339.96	3,515.21	0.00	3,515.21	

(2) 山 林

土地の権利の区分	面 積			立 木 の 推 定 蓄 積 量		
	前年度末現在高	期 間 中 増 減 高	令和元年9月30日 現 在 高	前年度末現在高	期 間 中 増 減 高	令和元年9月30日 現 在 高
所 有	1,039,160.52 ^{m²}	0.00 ^{m²}	1,039,160.52 ^{m²}	13,734.08 ^{m³}	206.01 ^{m³}	13,940.09 ^{m³}
分 収	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他の権原によるもの	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合 計	1,039,160.52	0.00	1,039,160.52	13,734.08	206.01	13,940.09

(3) 動 産 該 当 な し

(4) 物 権

区 分	前 年 度 末 現 在 高	期 間 中 増 減 高	令 和 元 年 9 月 30 日 現 在 高
温 泉 権	3.30 ^{m²}	0.00 ^{m²}	3.30 ^{m²}

(5) 無 体 財 産 権

区 分	前 年 度 末 現 在 高	期 間 中 増 減 高	令 和 元 年 9 月 30 日 現 在 高
特 許 権	0 ^件	0 ^件	0 ^件
著 作 権	4	0	4

(6) 有 価 証 券 該 当 な し

(7) 出資による権利

区 分	前年度末現在高 千円	期間中増減高 千円	令和元年9月30日現在高 千円
(株)エフエムあやべ出資金	25,000	0	25,000
地方公共団体金融機構出資金	3,800	0	3,800
北近畿タンゴ鉄道(株)出資金	10,250	0	10,250
(公財)京都府暴力追放運動推進センター出捐金	2,432	0	2,432
(福)綾部市社会福祉協議会出資金(ボランティア基金)	25,000	0	25,000
(公財)綾部市医療公社出捐金	100,000	0	100,000
(株)水夢出資金	50,000	0	50,000
(公社)京都府農業総合支援センター出資金	240	0	240
京都府農業信用基金協会出資金	10,800	0	10,800
(株)農夢出資金	30,000	0	30,000
綾部市森林組合出資金	1,000	0	1,000
京都信用保証協会出捐金	22,739	0	22,739
(株)緑土出資金	35,000	0	35,000
(一社)綾部工業団地振興センター出資金(ふれあい基金)	2,000	0	2,000
(公財)京都府中丹文化事業団出捐金	7,400	0	7,400
(一財)綾部市体育協会出捐金	20,000	0	20,000
(一社)京都府北部地域連携都市圏振興社出資金(綾部地域本部基金)	2,851	0	2,851
合 計	348,512	0	348,512

2 物 品

区 分	前年度末現在高	期間中増減高		令和元年9月30日現在高
		増	減	
乗 用 車	15 台	0 台	1 台	14 台
バ ス	10 台	0 台	0 台	10 台
ト ラ ッ ク	3 台	0 台	0 台	3 台
ダ ンプ	1 台	0 台	0 台	1 台
小 型 貨 物 車	23 台	0 台	0 台	23 台
グ レ ー ダ ー	1 台	0 台	0 台	1 台
除 雪 車	12 台	0 台	0 台	12 台
凍 結 防 止 剤 散 布 車	1 台	0 台	0 台	1 台
清 掃 車	4 台	0 台	0 台	4 台
環 境 衛 生 車	1 台	0 台	0 台	1 台
フ ォ ー ク リ フ ト	2 台	0 台	0 台	2 台
シ ョ ベ ル ロ ー ダ ー	1 台	0 台	0 台	1 台
パ ワ ー シ ョ ベ ル	3 台	0 台	0 台	3 台
ト ラ ッ シ ュ コ ン パ ク タ	1 台	0 台	0 台	1 台
軽 自 動 車	80 台	0 台	10 台	70 台
移 動 脱 水 車	1 台	0 台	1 台	0 台
消 防 指 令 車	1 台	0 台	0 台	1 台
救 急 車	4 台	0 台	0 台	4 台
消 防 広 報 車	1 台	0 台	0 台	1 台
消 防 指 揮 広 報 車	1 台	0 台	0 台	1 台
水 槽 付 消 防 自 動 車	3 台	0 台	0 台	3 台
資 機 材 搬 送 車	1 台	0 台	0 台	1 台
救 助 工 作 車	2 台	0 台	0 台	2 台
消 防 ポ ン プ 自 動 車	15 台	0 台	0 台	15 台
消 防 積 載 車	40 台	0 台	0 台	40 台
フ ロ ン 回 収 車	1 台	0 台	0 台	1 台
リ フ ト 付 送 迎 車	1 台	0 台	0 台	1 台
乗 用 自 動 車 (車椅子仕様車)	1 台	0 台	0 台	1 台

区 分	前年度末現在高	期間中増減高		令和元年9月30日現在高
		増	減	
リフト付バス	2台	0台	0台	2台
保冷車	3台	0台	0台	3台
救助用ボート	4艘	0艘	0艘	4艘
小型動力ポンプ	40台	0台	0台	40台
揚水ポンプ	3台	0台	3台	0台
原子力防災資機材備蓄用倉庫	1棟	0棟	0棟	1棟
救急指令装置	1台	0台	0台	1台
救急資機材	3式	0式	0式	3式
監視テレビカメラ	2台	0台	0台	2台
無線サイレン制御装置	1台	0台	0台	1台
一斉通報（自動呼出）装置	1台	0台	0台	1台
電話自動交換機	1台	0台	0台	1台
気象観測装置	1台	0台	0台	1台
放送装置	3台	0台	0台	3台
消火器使用法訓練装置	1式	0式	0式	1式
自家発電設備	1式	0式	0式	1式
救命士用訓練人形 (救急資機材)	1体	0体	0体	1体
救急用送信装置 (救急資機材)	1式	0式	0式	1式
半自動除細動器 (救急資機材)	1台	0台	0台	1台
三連梯子 (救急資機材)	1個	0個	0個	1個
マット型空気ジャッキ (救急資機材)	1個	0個	0個	1個
大型油圧救助器具 (救急資機材)	1台	0台	0台	1台
削岩機 (救急資機材)	1台	0台	0台	1台
緊急消防援助隊用資機材	2式	0式	0式	2式
消防団旗	1棹	0棹	0棹	1棹
丁合機	1台	0台	0台	1台
大型電子複写機	2台	0台	0台	2台
複写機	1台	0台	0台	1台
カセットプリンタ	1台	0台	0台	1台

電 算 端 末 機		12 台	0 台	0 台	12 台
ラ イ ン プ リ ン タ		1 台	0 台	0 台	1 台
8 イ ン チ フ ロ ッ ピ 装 置		1 台	0 台	0 台	1 台
磁 気 テ ー プ 装 置		1 台	0 台	0 台	1 台
O C R		1 台	0 台	0 台	1 台
ラ ベ リ ン グ シ ス テ ム		1 台	0 台	0 台	1 台
レ ー ザ ー プ リ ン タ		3 台	0 台	0 台	3 台
無 停 電 装 置		1 式	0 式	0 式	1 式
バ ー ス タ ー		1 台	0 台	0 台	1 台
化 学 防 護 服		2 着	0 着	0 着	2 着
多 目 的 プ リ ン タ		1 台	0 台	0 台	1 台
パ ー ソ ナ ル コ ン ピ ュ ー タ ー		6 台	0 台	0 台	6 台
パ ー ソ ナ ル コ ン ピ ュ ー タ ー ソ フ ト	(農林課、天文館)	2 式	0 式	0 式	2 式
レ イ ヤ 3 ス イ ッ チ		1 式	0 式	0 式	1 式
公 営 住 宅 電 算 シ ス テ ム		1 式	0 式	0 式	1 式
レ セ プ ト コ ン ピ ュ ー タ	(診療所)	4 式	0 式	0 式	4 式
コ ク ホ ラ イ ン シ ス テ ム		1 式	0 式	0 式	1 式
E L - N E T 受 信 局 シ ス テ ム		2 式	0 式	0 式	2 式
児 童 扶 養 手 当 シ ス テ ム		1 式	0 式	0 式	1 式
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー シ ス テ ム		1 式	0 式	0 式	1 式
赤 外 線 補 聴 シ ス テ ム		1 式	0 式	0 式	1 式
印 影 リ ー ダ		1 台	0 台	0 台	1 台
点 字 プ リ ン タ		1 台	0 台	0 台	1 台
ビ デ オ プ ロ ジ ェ ク タ		1 台	0 台	0 台	1 台
マ ル チ メ デ ィ ア プ ロ ジ ェ ク タ		10 台	0 台	0 台	10 台
液 晶 プ ロ ジ ェ ク タ		6 台	0 台	0 台	6 台
映 写 機		5 台	0 台	0 台	5 台
O C R カ メ ラ	(天文館)	3 台	0 台	0 台	3 台
ア ス ト ロ カ メ ラ	(天文館)	1 式	0 式	0 式	1 式
双 眼 鏡	(天文館)	1 個	0 個	0 個	1 個
屈 折 望 遠 鏡	(天文館)	1 個	0 個	0 個	1 個
天 体 測 光 装 置	(天文館)	1 式	0 式	0 式	1 式

区 分	前年度末現在高	期間中増減高		令和元年9月30日現在高
		増	減	
V T R レ コ ー ダ ー (天文館)	1 式	0 式	0 式	1 式
ビ デ オ 撮 影 シ ス テ ム (天文館)	1 式	0 式	0 式	1 式
ハ イ ビ ジ ョ ン ソ フ ト (天文館)	2 式	0 式	0 式	2 式
リ フ ト (天文館)	1 台	0 台	0 台	1 台
高 速 度 投 票 計 数 機	4 台	0 台	0 台	4 台
最 高 裁 国 民 審 査 投 票 読 取 集 計 機	2 台	0 台	0 台	2 台
自 動 式 投 票 用 紙 読 取 分 類 機	7 台	0 台	0 台	7 台
レ ン ト ゲ ン	2 台	0 台	0 台	2 台
自 動 現 像 機	1 台	0 台	0 台	1 台
歯 科 診 療 台	2 台	0 台	0 台	2 台
心 電 計	4 台	0 台	0 台	4 台
言 語 治 療 機 器	1 台	0 台	0 台	1 台
へ ル ス ト ロ ン	3 台	0 台	0 台	3 台
自 動 式 心 マ ッ サ ー ジ 器	1 台	0 台	0 台	1 台
患 者 監 視 装 置	3 式	0 式	0 式	3 式
筋 力 ト レ ー ニ ン グ 機 器	2 式	0 式	0 式	2 式
生 活 見 直 し 機 器	1 式	0 式	0 式	1 式
超 音 波 骨 密 度 測 定 装 置	1 台	0 台	0 台	1 台
血 管 年 齢 測 定 器	1 台	0 台	0 台	1 台
電 動 鋸	1 台	0 台	0 台	1 台
小 型 旋 盤	1 台	0 台	0 台	1 台
芝 刈 り 機 (ア プ ロ ー チ モ ア) (二王公園)	1 台	0 台	0 台	1 台
乗 用 草 刈 機	1 台	0 台	0 台	1 台
樹 木 粉 砕 機	1 台	0 台	0 台	1 台
プレハブ冷蔵庫(有害鳥獣一時保管用)	2 台	0 台	0 台	2 台
車 載 式 小 型 簡 易 散 布 機	1 台	0 台	0 台	1 台
除 雪 機	12 台	0 台	0 台	12 台
散 粉 器	1 台	0 台	0 台	1 台
ピ ア ノ	26 台	0 台	0 台	26 台
グ ラ ン ド ピ ア ノ (I・Tビル)	1 台	0 台	0 台	1 台

アルミモーターボート	1艘	0艘	0艘	1艘
バスケット台	4台	0台	0台	4台
スポーツトラクター	2台	0台	0台	2台
木製アスレチック	1式	0式	0式	1式
ハイスクールジム	1式	0式	0式	1式
総合遊具	1式	0式	0式	1式
サッカーゴール	1式	0式	0式	1式
太鼓	1式	0式	0式	1式
両面ポール型ソーラー時計 (東部グラウンド)	1台	0台	0台	1台
舞台カーテン	1張	0張	0張	1張
金屏風	1枚	0枚	0枚	1枚
どん張	5張	0張	0張	5張
丹羽国綾部藩領古絵図	1点	0点	0点	1点
絵画	9点	0点	0点	9点
つぼ	1個	0個	0個	1個
文壺 (青白磁堆磁線文壺)	1個	0個	0個	1個
文鉢 (白磁堆磁線文鉢)	1個	0個	0個	1個
綴織どん張 (I・Tビル)	1張	0張	0張	1張
カーテン (I・Tビル)	1張	0張	0張	1張
葬祭用祭壇	2式	0式	0式	2式
葬祭場祭壇 (斎場)	2式	0式	0式	2式
講演台	1個	0個	0個	1個
花瓶 (青銅)	1個	0個	0個	1個
茶道具	1式	0式	0式	1式
飾り棚 (I・Tビル)	1個	0個	0個	1個
書架 (図書館)	4個	0個	0個	4個
カウンタ (図書館)	1個	0個	0個	1個
カウンター整理棚 (図書館)	1個	0個	0個	1個
騒音振動レベル処理機	1台	0台	0台	1台
自動計量包装設備	1式	0式	0式	1式
光波測距機	3台	0台	0台	3台
滅菌器	1台	0台	0台	1台

区 分	前年度末現在高	期間中増減高		令和元年9月30日現在高
		増	減	
養液栽培施設	1式	0式	0式	1式
顕微鏡 (浄化センター)	1個	0個	1個	0個
空き缶圧縮機	1台	0台	0台	1台
廃蛍光管クラッシャ	1台	0台	0台	1台
ペットボトル減容機	1台	0台	0台	1台
食器消毒保管機	10台	0台	0台	10台
小型濾過装置 (防災)	1台	0台	0台	1台
電磁流量計	1台	0台	1台	0台
濁度計	1式	0式	0式	1式
冷暖兼用エアコン	2台	0台	0台	2台
氷温専用庫	1台	0台	0台	1台
冷凍冷蔵庫	3台	0台	0台	3台
移動式トイレ	7基	0基	0基	7基
ミシン	4台	0台	0台	4台
トラクタ	6台	0台	0台	6台
田植機	21台	0台	0台	21台
コンバイン	12台	0台	0台	12台
真空包装机	11台	0台	0台	11台
フードミキサー	1台	0台	0台	1台
圧力釜	1個	0個	0個	1個
麴ボックス	1台	0台	0台	1台
自動発酵機	1台	0台	0台	1台
ミートチョッパー	1台	0台	0台	1台
野菜カッター	1台	0台	0台	1台
マニアスプレッター	2台	0台	0台	2台
食器洗浄機	4式	0式	0式	4式
自動餅つき機	1台	0台	0台	1台
水気耕栽培ハイポニカ	1式	0式	0式	1式
灌水設備	2式	0式	0式	2式
校旗	2台	0台	0台	2台

自動券売機	1台	0台	0台	1台
レジスター	1式	0式	0式	1式
テーブルセット	1式	0式	0式	1式
リソグラフィ	1式	0式	0式	1式
放送設備 (西八田・上林・吉美小学校)	3式	0式	0式	3式
風力太陽光発電システム (物部小)	1式	0式	0式	1式
いす式斜行型階段昇降機	2台	0台	0台	2台
駐車場システム機器	1式	0式	0式	1式
かんな盤	1台	0台	0台	1台
移動通信用無線設備機器	1式	0式	0式	1式
サーバ関連機器	8式	0式	0式	8式
合唱用ひな壇 (綾部中)	1式	0式	0式	1式
消毒保管機 (綾部小)	1台	0台	0台	1台
組み立て式ユニットプール (物部保育園)	1式	0式	0式	1式
排水処理施設 (高谷)	1式	0式	1式	0式
移動式高圧コンプレッサーユニット (消防本部)	1式	0式	0式	1式
排水ポンプ車 (下水道課)	1台	0台	1台	0台
フライホイール付水中スクリーポンプ (工業団地水処理センター)	1台	0台	0台	1台
聴覚・言語障害者向け緊急通報システム (消防本部)	1式	0式	0式	1式
情報通信設備 (総務課)	0式	1式	0式	1式
歯科用吸引装置ポンプ (上林歯科診療所)	0台	1台	0台	1台
土木工事積算システム (建設課)	0式	1式	0式	1式

3 債権

区 分	前年度末現在額	期間中増減額	令和元年9月30日現在額
くらしの資金貸付事業	千円 9,176	千円 208	千円 9,384

4 基金

区 分		前年度末現在額	期間中増減額	令和元年9月30日現在額
財政調整基金	現金	千円 1,645,627	千円 82	千円 1,645,709
減債基金	有価証券	99,964	0	99,964
	現金	216,507	622	217,129
庁舎建設等準備基金	現金	38,911	0	38,911
地域振興基金	有価証券	298,247	0	298,247
	現金	440,072	△ 37,626	402,446
世界連邦推進事業基金	現金	26,544	△ 116	26,428
電源立地地域対策基金	現金	355,584	0	355,584
永井産業振興基金	現金	15,706	△ 4,462	11,244
水源の里基金	現金	41,828	11,114	52,942
社会福祉事業基金	有価証券	200,000	0	200,000
	現金	150,064	62,964	213,028
子育て基金	現金	3,199	△ 743	2,456
交通安全対策基金	現金	1,180	0	1,180
保健事業基金	現金	37,540	2	37,542
環境基金	現金	91,379	△ 11,827	79,552
中山間地域保全基金	現金	10,723	0	10,723

開 発 関 連 施 設 整 備 基 金	現 金	47,533	△ 1,423	46,110
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 基 金	現 金	15,405	0	15,405
教 育 振 興 基 金	現 金	168,249	△ 14,485	153,764
文 化 振 興 基 金	現 金	5,275	△ 232	5,043
ス ポ ー ツ 振 興 基 金	現 金	3,417	0	3,417
豊 かな 森 を 育 て る 基 金	現 金	5,259	1,947	7,206
用 品 調 達 基 金	物 品	1,172	469	1,641
	現 金	1,328	△ 469	859
土 地 開 発 基 金	土 地	214,238	△ 12,244	201,994
	現 金	139,286	12,251	151,537
農 林 業 者 労 働 災 害 共 済 事 業 基 金	現 金	12,879	1	12,880
国 民 健 康 保 険 準 備 基 金	現 金	369,302	△ 61,624	307,678
介 護 給 付 費 準 備 基 金	現 金	401,389	△ 1,170	400,219
駐 車 場 整 備 基 金	現 金	23,096	△ 6,256	16,840
減 債 基 金 (簡 易 水 道)	現 金	162,612	38,992	201,604
減 債 基 金 (下 水 道)	現 金	91,941	△ 91,941	0
減 債 基 金 (地 域 排 水)	現 金	135,526	△ 135,526	0
合 計	有 価 証 券	598,211	0	598,211
	現 金	4,657,361	△ 239,925	4,417,436
	物 品	1,172	469	1,641
	土 地	214,238	△ 12,244	201,994

■ 令和元年9月末における財産、公債及び一時借入金の現在高

公債

(単位:円)

会 計 区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 上 期 借 入 額	当 該 年 度 上 期 償 還 額	当 該 年 度 上 期 現 在 高
一 般 会 計	14,479,106,766	0	589,116,970	13,889,989,796
簡 易 水 道 特 別 会 計	2,744,075,748	0	59,898,194	2,684,177,554
住 宅・工 業 団 地 事 業 特 別 会 計	11,909,484	0	6,212,360	5,697,124
合 計	17,235,091,998	0	655,227,524	16,579,864,474

一時借入金

(単位:円)

会 計 区 分	当 該 年 度 上 期 現 在 高
一 般 会 計	0
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	0
介 護 保 険 特 別 会 計	0
簡 易 水 道 特 別 会 計	0

■令和元年9月末各税目毎の市税徴収状況

(単位:円)

区 分 節	予 算 額	調 定 額	収 入 額	未 収 入 額	収 納 率	
市 民 税 個 人	現年	1,296,178,000	1,353,357,780	643,346,698	710,011,082	47.54%
	滞納	11,693,000	38,016,874	5,170,331	32,846,543	13.60%
	計	1,307,871,000	1,391,374,654	648,517,029	742,857,625	46.61%
市 民 税 法 人	現年	377,805,000	248,222,200	244,396,900	3,825,300	98.46%
	滞納	721,000	2,085,800	258,000	1,827,800	12.37%
	計	378,526,000	250,308,000	244,654,900	5,653,100	97.74%
固 定 資 産 税	現年	2,398,229,000	2,429,517,000	1,657,684,266	771,832,734	68.23%
	滞納	7,534,000	31,722,485	4,482,953	27,239,532	14.13%
交 付 金	現年	14,938,000	14,938,100	14,938,100	0	100.00%
	計	2,420,701,000	2,476,177,585	1,677,105,319	799,072,266	67.73%
軽自動車税	現年	119,510,000	122,768,800	119,025,500	3,743,300	96.95%
	滞納	1,493,000	7,266,370	735,632	6,530,738	10.12%
環 境 性 能 割	現年	5,298,000	0	0	0	0.00%
	計	126,301,000	130,035,170	119,761,132	10,274,038	92.10%
市たばこ税	現年	224,457,000	112,381,934	112,375,958	5,976	99.99%
入湯税	現年	1,345,000	535,950	535,950	0	100.00%
都 市 計 画 税	現年	76,012,000	77,296,600	55,105,934	22,190,666	71.29%
	滞納	274,000	15,388,292	200,825	15,187,467	1.31%
	計	76,286,000	92,684,892	55,306,759	37,378,133	59.67%
合 計	現年	4,513,772,000	4,359,018,364	2,847,409,306	1,511,609,058	65.32%
	滞納	21,715,000	94,479,821	10,847,741	83,632,080	11.48%
	計	4,535,487,000	4,453,498,185	2,858,257,047	1,595,241,138	64.18%

■年度内における未予算化の事業及びその財源の見込み(主なもの)

(単位:千円)

事業名	事業費	特 定 財 源			一 般 財 源
		国・府支出金	地 方 債	そ の 他	
食 肉 セ ン タ ー 運 営 負 担 金	10,317	0	0	0	10,317
中丹地域有害鳥獣処理施設運営費	9,756	0	0	0	9,756
消 火 栓 設 置 負 担 金	3,220	0	0	0	3,220

綾部市公告第149号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定に基づきインフルエンザ予防接種を実施するの
で、予防接種法施行令（政令197号）第5条の規定に基づき公告する。

令和元年10月3日

綾部市長 山崎 善也

- 1 実施期間 令和元年10月21日～令和2年1月31日
- 2 自己負担 1,500円
ただし、市民税非課税世帯、生活保護法による被保護世帯については免除制度があ
りますが、事前に市保健推進課や社会福祉課で手続きが必要です。
- 3 対 象 満65歳以上の方（接種日に満65歳に達する方を含む。）

4 実施医療機関

名称	所在地
綾 部 市 立 病 院	青野町大塚20-1
綾 部 ル ネ ス 病 院	大島町二反田7-16
京 都 協 立 病 院	高津町三反田1
あ や べ 協 立 診 療 所	駅前通1
大 久 保 医 院	本町8丁目115
米 谷 外 科 整 形 外 科 医 院	田町13
米 谷 医 院 口 上 林 診 療 所	十倉名畑町欠戸18-6
白 波 瀬 医 院	岡町鳥居27-3
志 賀 整 形 外 科 ク リ ニ ッ ク	宮代町15
中 島 整 形 外 科 医 院	幸通9
西 村 医 院	栗町小東4-3
野 間 医 院 八 田 診 療 所	上杉町渋市2
畑 内 科 医 院	青野町高田91
安 村 外 科 内 科 診 療 所	井倉町大將軍37
柳 川 整 形 外 科 医 院	大島町二反田7-20
山 下 整 形 外 科 医 院	青野町西青野28-3
由 良 産 婦 人 科 小 児 科 医 院	本町1丁目20
横 山 医 院	若松町庵ノ上58-10
綾 部 市 志 賀 郷 診 療 所	志賀郷町北町19-2
綾 部 さ く ら ホ ー ム	高津町遠所1-611
松 寿 苑 診 療 所	田野町田野山2-163
綾 部 老 人 保 健 施 設 あ や べ	小畑町埋野98-1

綾部市公告第150号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和元年10月4日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第151号

現年発生農地等災害復旧事業、大畑池、狭間道路、片山水路、多和田水路・道路復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年10月7日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第501 105号 |
| (2) 工 事 名 | 大畑池、狭間道路、片山水路、多和田水路・道路復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市白道路町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | <p>大畑池 L = 20.0 m</p> <p>1 工区 現場打三面張水路 L = 13 m</p> <p>2 工区 盛土復旧工（法面芝付）A = 53 m² L = 7 m</p> <p>狭間道路 L = 29.0 m</p> <p>1 工区 コンクリートブロック積工
L = 24.0 m A = 51 m²</p> <p>2 工区 コンクリートブロック積工
L = 5.0 m A = 14 m²</p> <p>片山水路 L = 58.9 m</p> <p>水路復旧 PU500 L = 52.3 m</p> <p>現場打柵 N = 7 個</p> <p>多和田水路 L = 14.4 m</p> <p>水路復旧工 UF250 L = 14.4 m</p> <p>多和田道路 L = 23.0 m</p> <p>舗装復旧 A = 66 m²</p> |
| (5) 予定工期 | <p>令和元年11月 7日から</p> <p>令和2年 3月30日まで（145日間）</p> |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級、A等級、B等級のいずれかで登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止

及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。

- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年10月7日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は560円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年10月10日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年10月11日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和元年10月18日（金）から
令和元年10月21日（月）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和元年10月24日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等を行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和元年10月29日（火）午前9時から午後6時まで
令和元年10月30日（水）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出10月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年10月31日（木）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最

低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

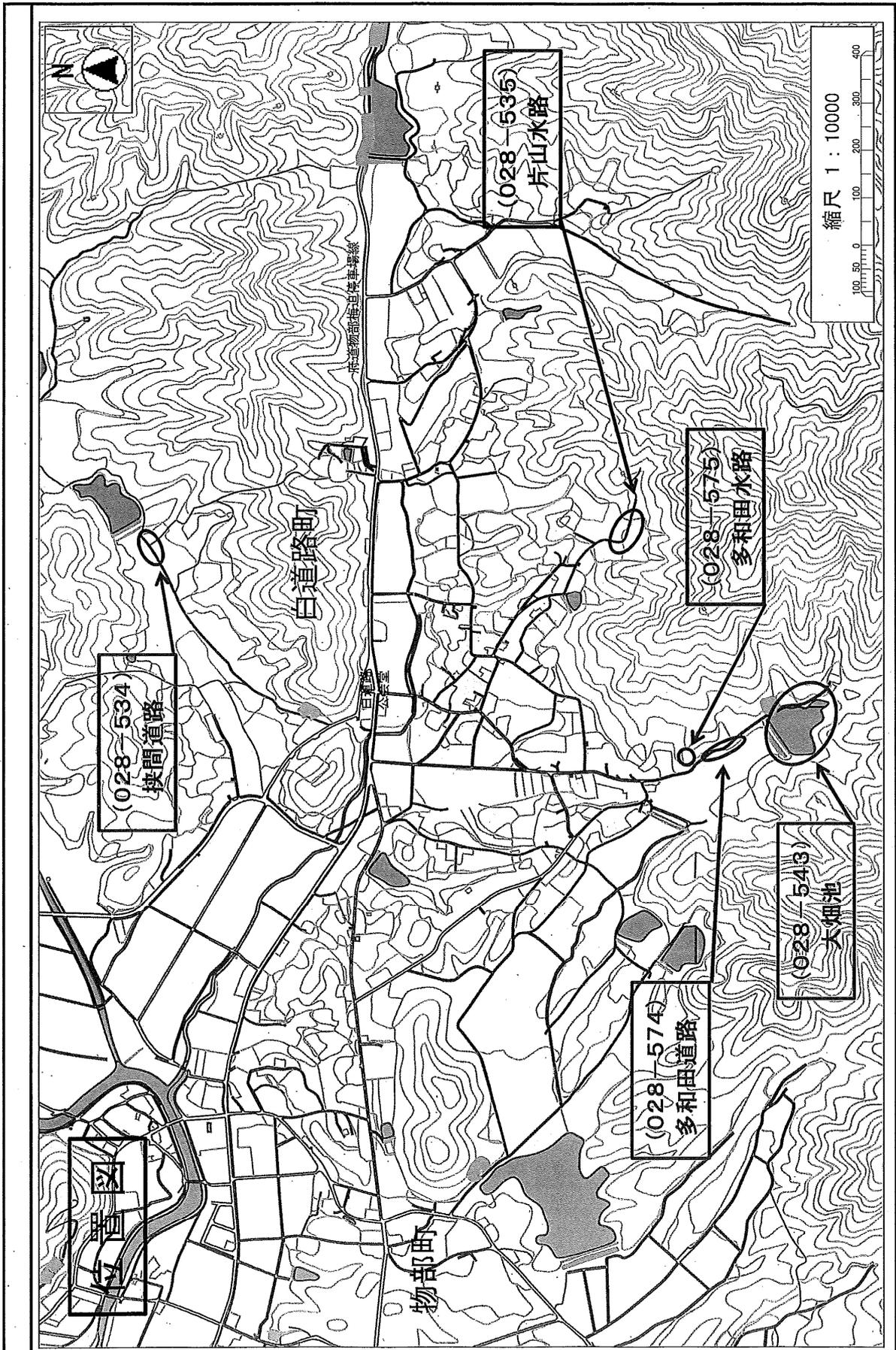
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第152号

橋りょう長寿命化対策事業、市道打越線（打越橋）補修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年10月7日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 工事番号 | 第501 106号 |
| (2) 工事名 | 市道打越線（打越橋）補修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市上延町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L=8.4m W=3.56m
上部工撤去工 一式
橋体工 一式
橋面工 一式
取合工 一式
仮設工 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和元年11月 7日から
令和2年 3月31日まで（146日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年10月7日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は850円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年10月10日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年10月11日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年10月18日（金）から

令和元年10月21日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和元年10月24日(木)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和元年10月29日(火)午前9時から午後6時まで
令和元年10月30日(水)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出10月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年10月31日(木)午前9時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

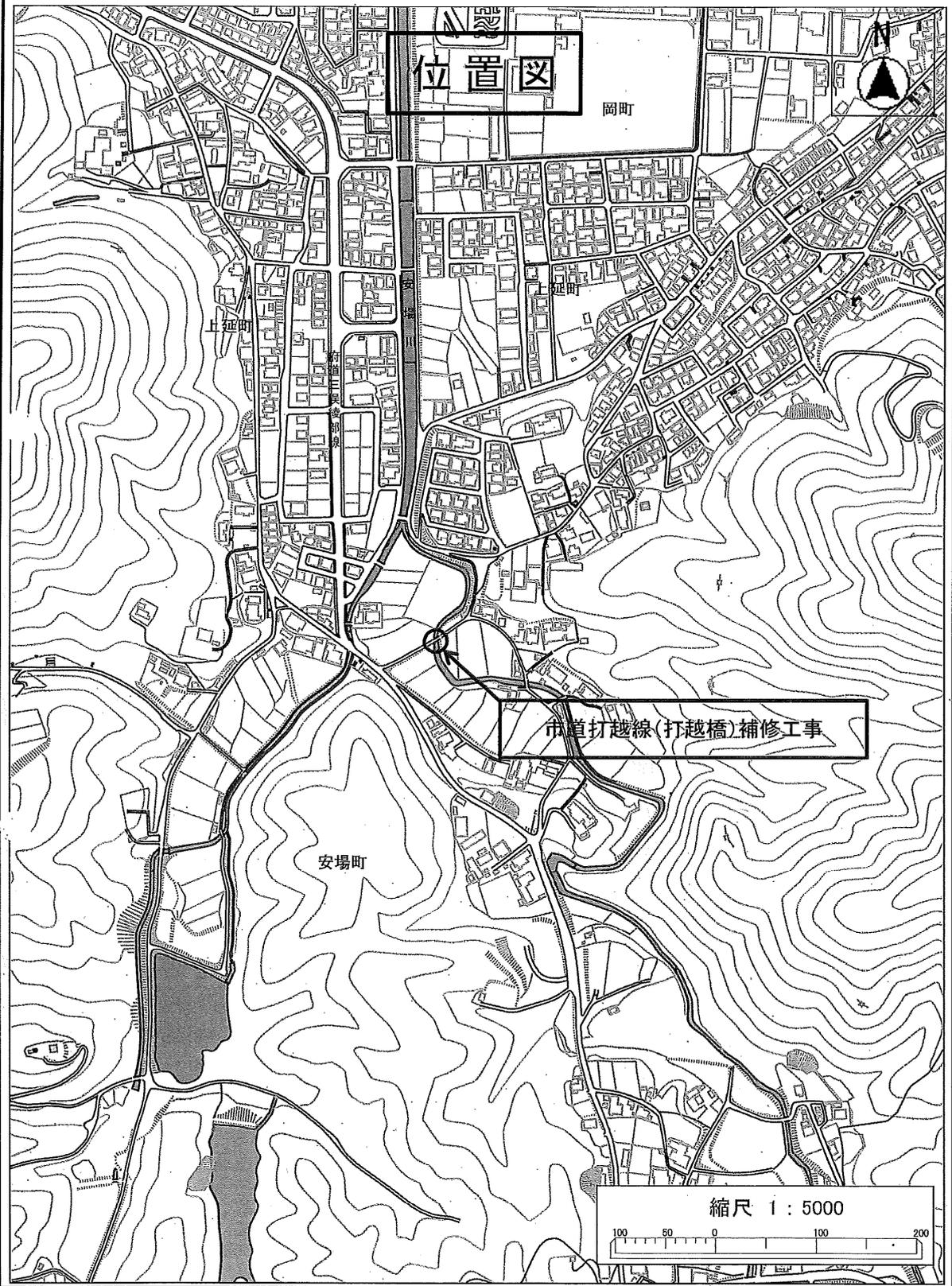
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

A4



綾部市公告第 1 5 3 号

現年発生農地等災害復旧事業、谷ヶ市水路、安田・ゆり上ミノ坪・ゆり農地復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年 1 0 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 1 1 0 7 号
- (2) 工 事 名 谷ヶ市水路、安田・ゆり上ミノ坪・ゆり農地復旧工事
- (3) 工事場所 綾部市於与岐町 (別添位置図参照)
- (4) 工事概要
- 谷ヶ市水路 L = 1 2 2 . 5 m
- 1 工区 土砂浚渫工 V = 2 0 7 m³
- 2 工区 土砂浚渫工 V = 2 0 m³
- 3 工区 張コンクリート復旧工 L = 6 . 0 m
- 安田農地 A = 0 . 0 4 h a
- 土砂浚渫工 V = 1 1 2 m³
- ゆり上ミノ坪農地 A = 0 . 1 8 h a
- 1 工区 土砂浚渫工 V = 1 5 m³
- 2 工区 土砂浚渫工 V = 1 5 m³
- 3 工区 土砂浚渫工 V = 3 4 m³
- 4 工区 ふとん籠工 L = 9 . 0 m
- ゆり農地 A = 0 . 0 5 h a
- 1 工区 土砂浚渫工 V = 8 8 m³
- 2 工区 土砂浚渫工 V = 6 0 m³
- 3 工区 土砂浚渫工 V = 1 7 m³
- 4 工区 土砂浚渫工 V = 3 m³
- (5) 予定工期 令和元年 1 1 月 7 日から
令和 2 年 3 月 5 日まで (1 2 0 日間)

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 1 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、平成 3 1 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの

除外措置を受けていないこと。

- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和元年10月7日（月）午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は540円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 令和元年10月10日（木）午前9時から午後6時まで
令和元年10月11日（金）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で10月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和元年10月18日(金)から
令和元年10月21日(月)正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和元年10月24日(木)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等を行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和元年10月29日(火)午前9時から午後6時まで
令和元年10月30日(水)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出10月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年10月31日(木)午前10時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最

低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続きを行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

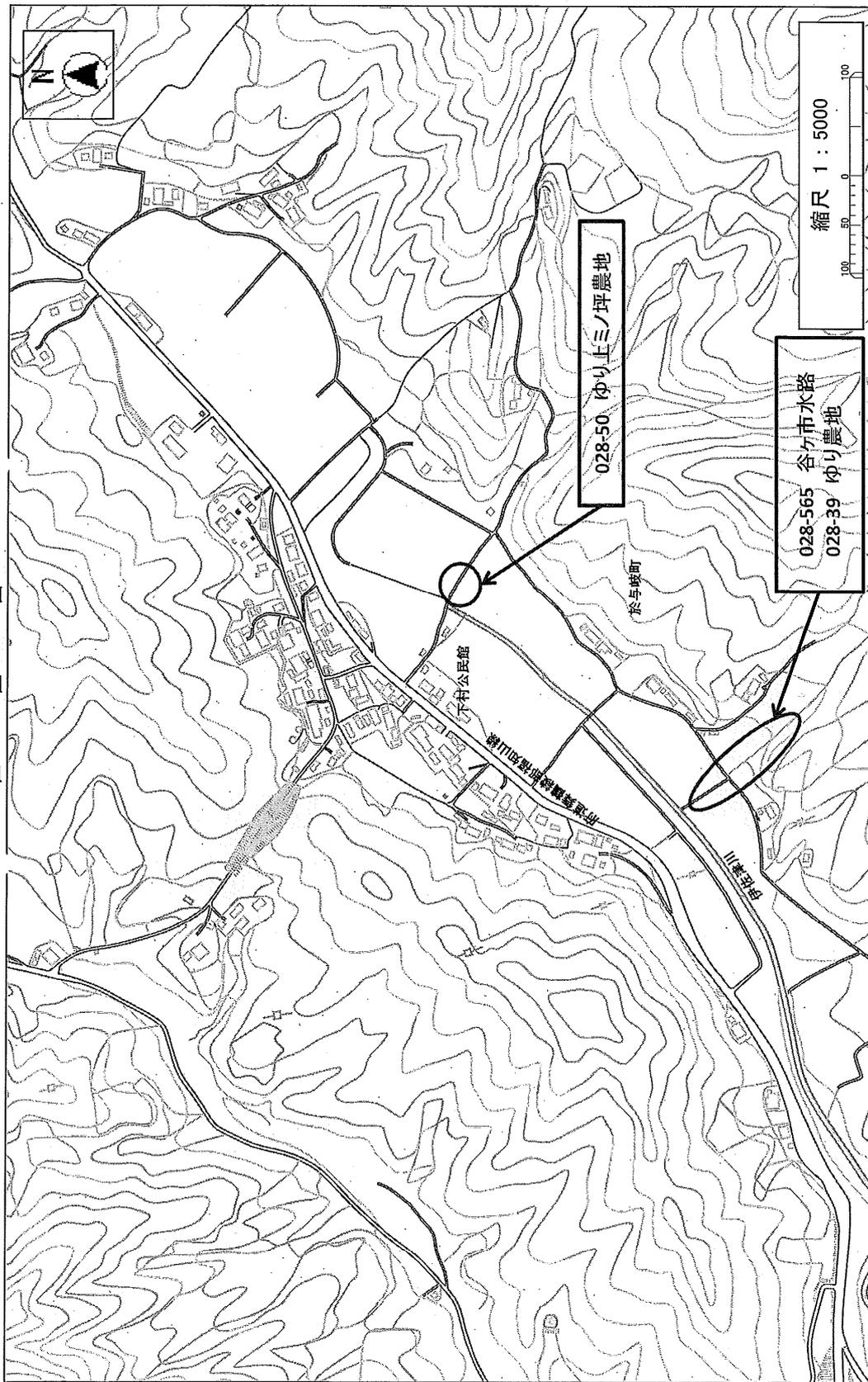
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

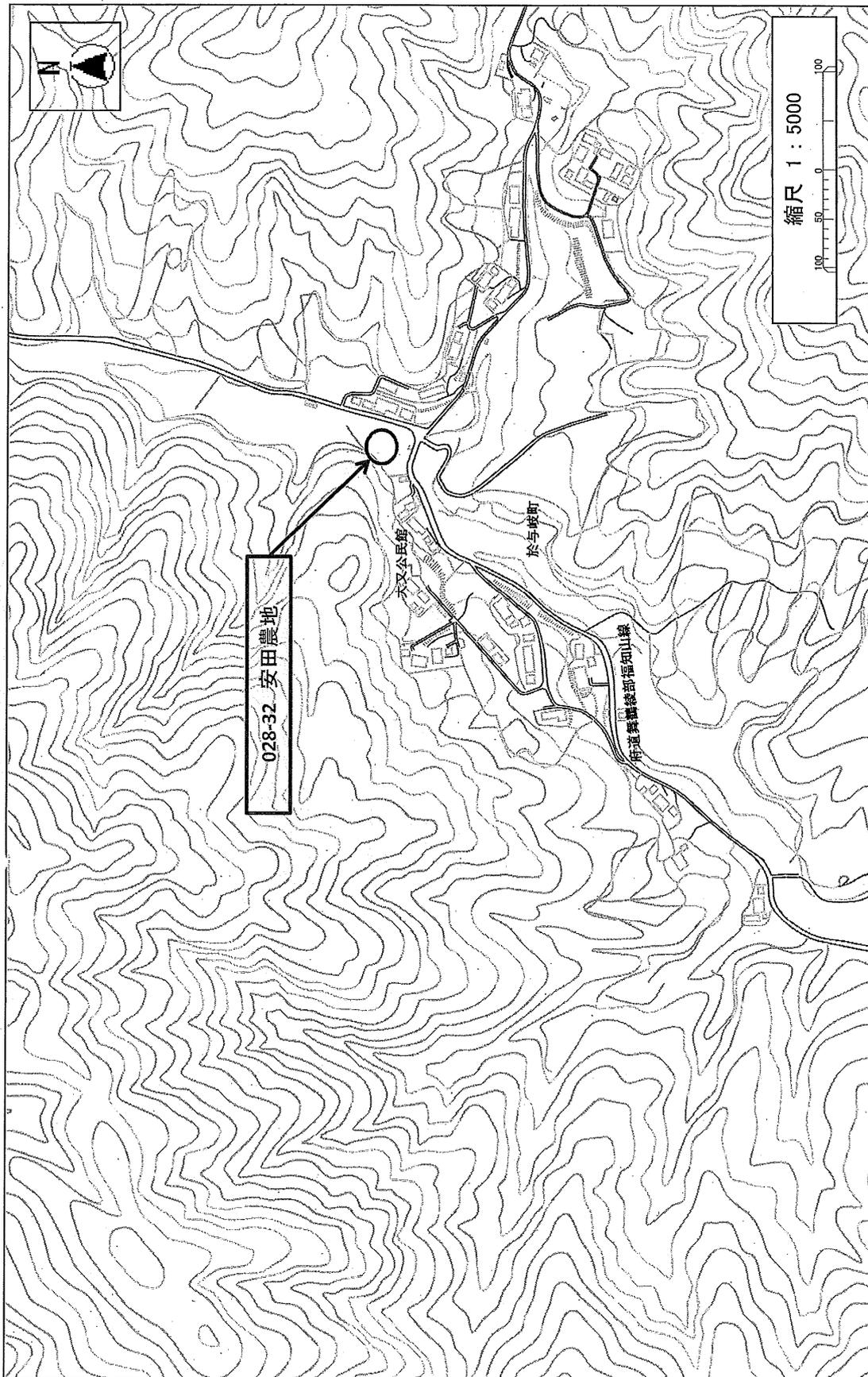
- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

位置図



位置圖



綾部市公告第154号

現年発生農地等災害復旧事業、毛ノ才・ユス農地、有坪道路、野ノ下農地復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年10月7日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第501 108号 |
| (2) 工 事 名 | 毛ノ才・ユス農地、有坪道路、野ノ下農地復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市小西町外 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | 毛ノ才農地 A=0.03ha
土砂浚渫工 V=196m ³
倒木撤去工 V=14m ³
ユス農地 L=20.0m
1工区 ふとん籠工(2段積) L=9.0m
2工区 ふとん籠工(3段積) L=11.0m
有坪道路 L=10.0m
ふとん籠工(3段積) L=4m
ふとん籠工(2段積) L=6m
野ノ下農地 L=19.4m
1工区 ふとん籠工(平積) L=4.0m
2工区 ふとん籠工(2段積) L=9.0m
3工区 ふとん籠工(2段積) L=3.0m
4工区 ふとん籠工(2段積) L=3.0m |
| (5) 予定工期 | 令和元年11月 7日から
令和2年 3月 5日まで(120日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月

31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。

- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2)2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年10月7日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は460円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年10月10日(木)午前9時から午後6時まで

令和元年10月11日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和元年10月18日（金）から
令和元年10月21日（月）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和元年10月24日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和元年10月29日（火）午前9時から午後6時まで
令和元年10月30日（水）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出10月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年10月31日（木）午前10時15分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

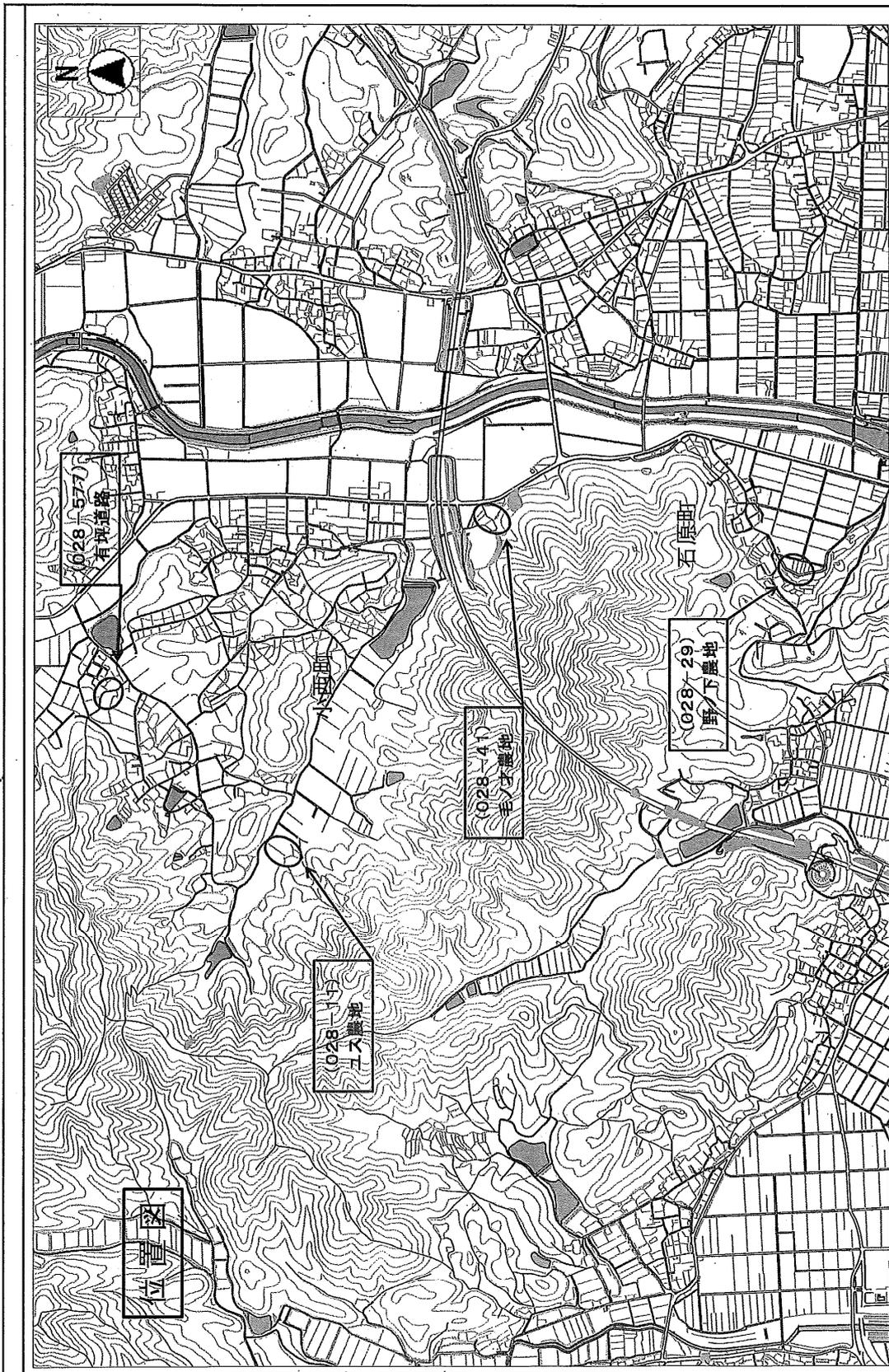
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第155号

防災基盤整備事業、和木町防火水槽新設工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年10月7日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第501 109号 |
| (2) 工 事 名 | 和木町防火水槽新設工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市和木町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | コンクリート防火水槽新設（無蓋40m ³ ） N=1基
コンクリート防火水槽撤去（無蓋20m ³ ） N=1基 |
| (5) 予定工期 | 令和元年11月 7日から
令和2年 2月24日まで（110日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年10月7日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は600円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年10月10日(木)午前9時から午後6時まで

令和元年10月11日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年10月18日(金)から

令和元年10月21日(月)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和元年10月24日(木)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は

行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和元年10月29日(火) 午前9時から午後6時まで
令和元年10月30日(水) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出10月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年10月31日(木) 午前10時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

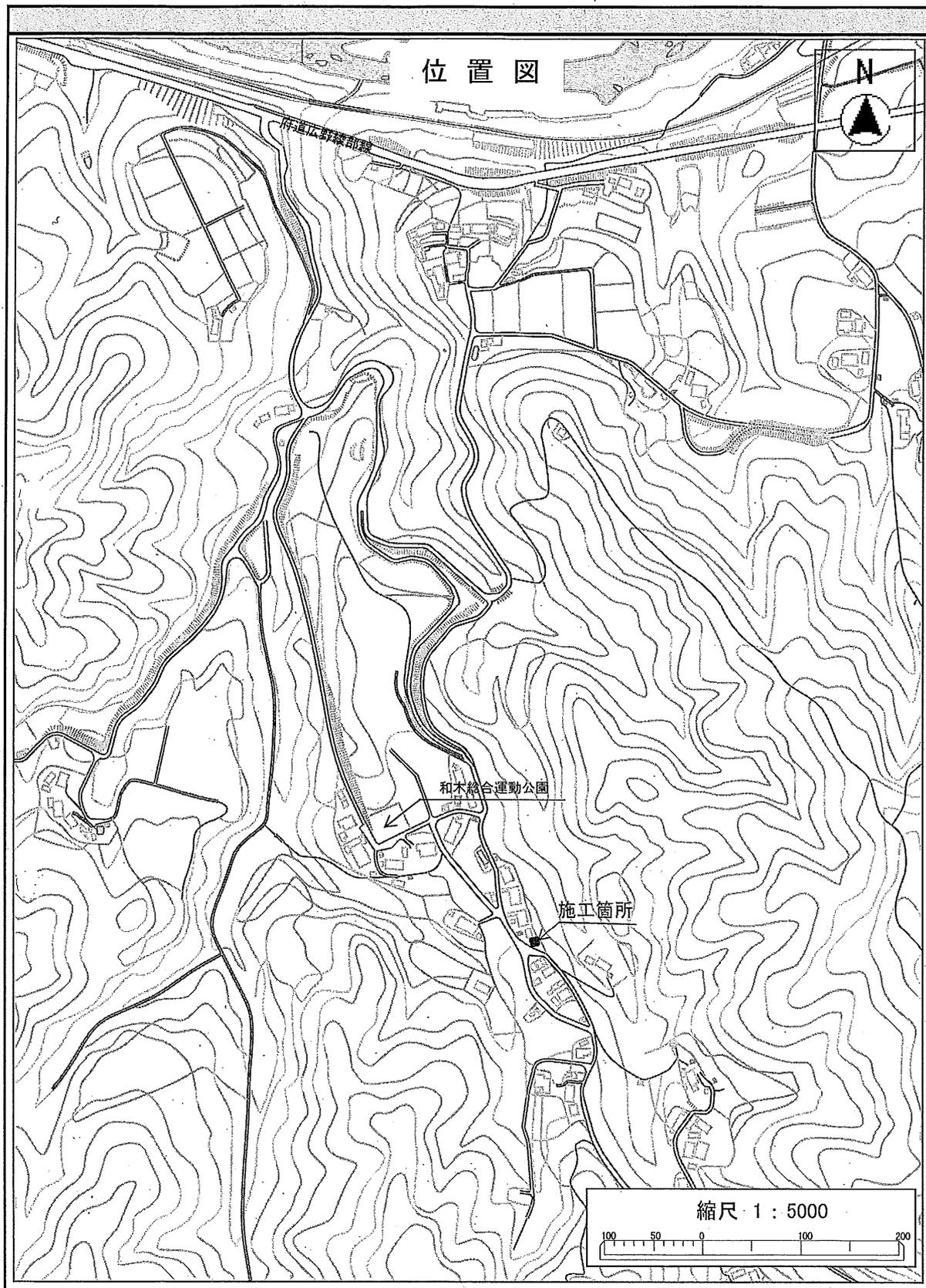
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 1 5 6 号

農業集落排水事業、口上林地区水管橋復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年 1 0 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 1 1 1 0 号 |
| (2) 工 事 名 | 口上林地区水管橋復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市十倉向町外（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 水管橋・橋台復旧工 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和元年 1 1 月 7 日から
令和 2 年 2 月 1 4 日まで（1 0 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 1 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、平成 3 1 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 0 年 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

①期間 令和元年10月7日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は330円です。

（2）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年10月10日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年10月11日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

（1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年10月18日（金）から

令和元年10月21日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和元年10月24日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和元年10月29日(火) 午前9時から午後6時まで
令和元年10月30日(水) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出10月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年10月31日(木) 午前11時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

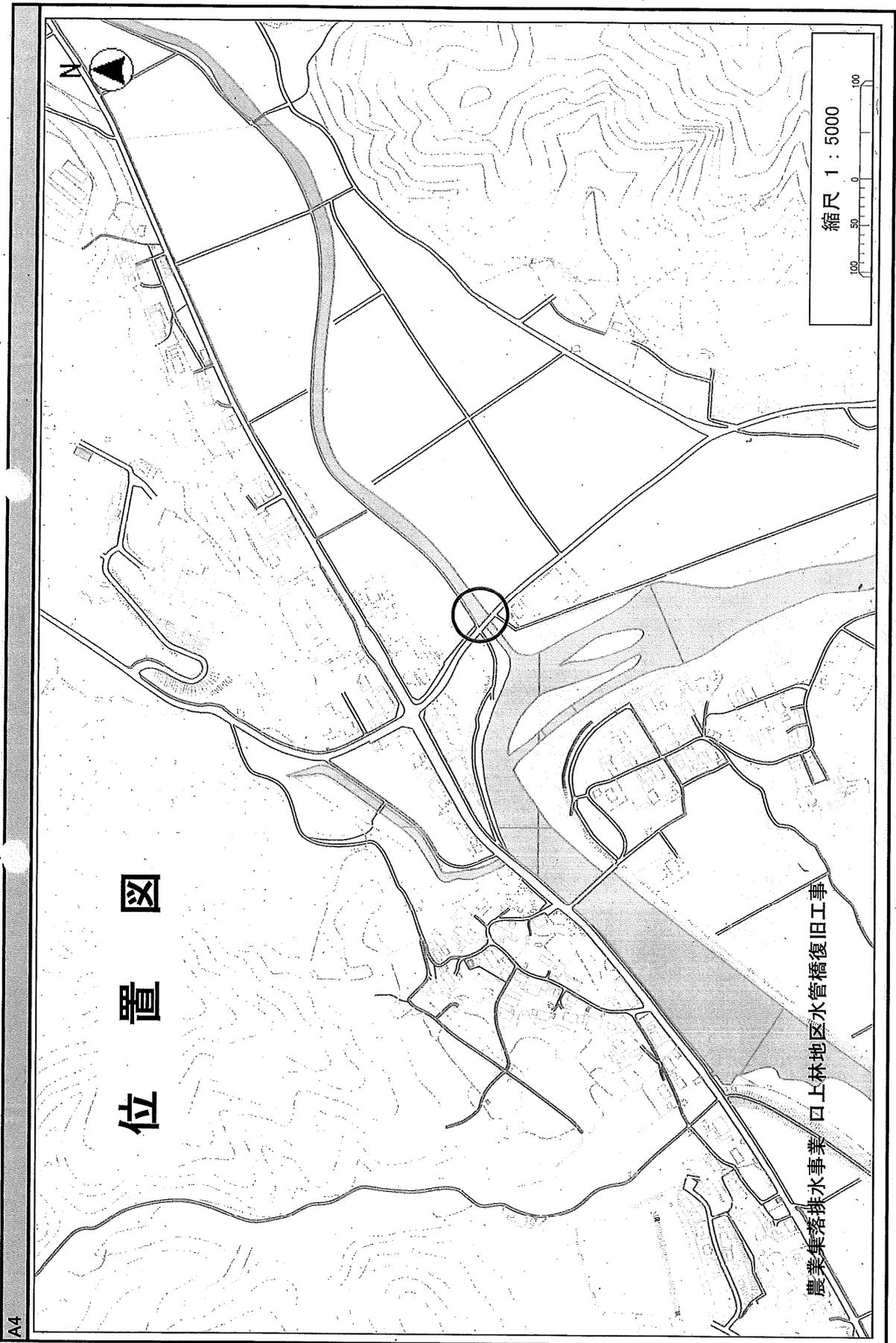
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第157号

水量水質安定的対策事業、高津町配水管布設替工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年10月7日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第501 113号 |
| (2) 工 事 名 | 高津町配水管布設替工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市高津町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 配水管布設工
H I V P（RRロング）φ100 L=308m
消火栓設置工 N=2基
給水戸数 N=26戸
仮設配水管工 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和元年11月 7日から
令和2年 3月31日まで（146日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事のA等級又はB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 綾部市水道配管講習会終了者を、常時2名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (5) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年10月7日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,560円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年10月10日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年10月11日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年10月18日（金）から

令和元年10月21日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時

から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和元年10月24日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和元年10月29日（火）午前9時から午後6時まで
令和元年10月30日（水）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出10月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年10月31日（木）午前11時15分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

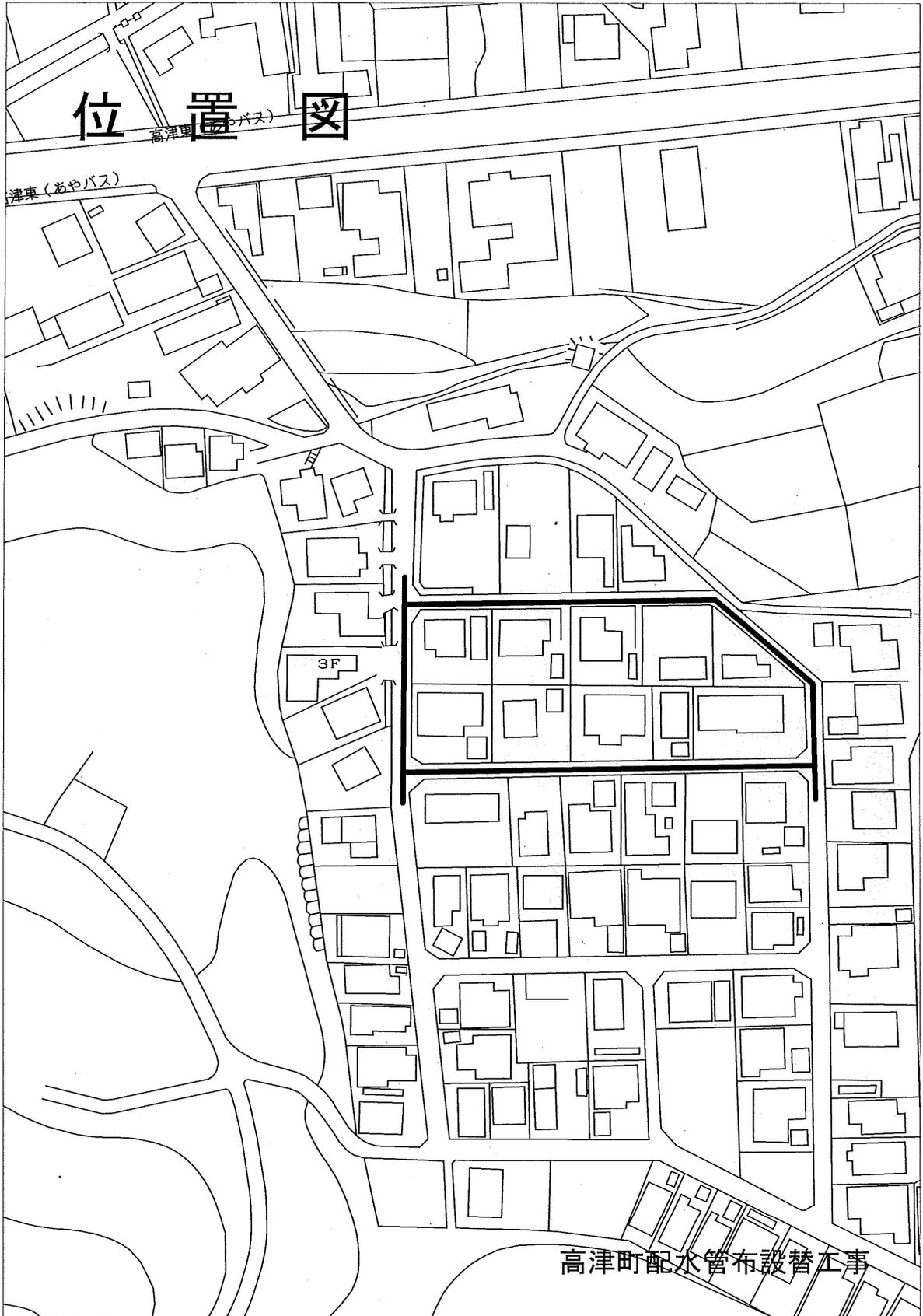
2) 主任技術者

- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第158号

綾部市内に放置されていた下記の自転車を綾部市において保管しています。
令和元年11月15日までに引取りのない場合は綾部市において処分します。

令和元年10月7日

綾部市長 山崎善也

- | | | |
|---|------------------|---|
| 1 | 撤去の理由 | 綾部市自転車等の放置防止に関する条例第8条の規定による。 |
| 2 | 撤去日 | 令和元年10月1日 |
| 3 | 撤去区域 | JR綾部駅周辺 |
| 4 | 撤去し
保管した台数 | 98台（詳細は別紙、一覧表のとおり） |
| 5 | 保管の場所 | 綾部市クリーンセンター |
| 6 | 保管期間 | 令和元年11月15日まで |
| 7 | 返還を受ける
ための手続き | 自転車等返還申請書に、利用者本人であることを証明する書類（鍵等）を添付し、担当課窓口へ（印鑑持参）提出してください。
撤去・保管料として自転車1台につき1,000円が必要です。 |
| 8 | 引取りのない
場合の措置 | 売却、廃棄等の処分を行います。 |
| 9 | 連絡先 | 綾部市市民環境部 市民協働課 市民活動推進担当
電話：42-4248（直通） |

撤去した放置自転車の一覧

	車体の色	防犯登録番号	車体番号
1	黒	吹田395064	A14PH18905
2	銀	削れている	GF5M83339
3	銀	D600648 (兵庫県)	12C9081
4	赤	24-0091669	V141002054
5	黒	22-0071595	H3E385345
6	黒	22-0072603	H6F29637
7	黒	01-K-16564 (三重県)	F6O328271
8	黒	無	GD8A10026
9	白	23-0165812	LMC07015
10	黒	24-0083327	HS2B03618
11	黒	24-0088654	A14I00457
12	黒	無	H7E65671
13	橙	削れている	H5D31115
14	銀	23-0123416	G51G16128
15	赤	無	EG60203091
16	赤	23-0163711	S2K18736
17	赤	22-0057382	M1L81740
18	白	22-0068285	STLAA03005
19	白	22-0074318	FC7L03816
20	桃	無	V140214435
21	白	22-0063382	VO9J11102
22	赤	22-0071583	V150815265
23	白	22-0074575	STOKF11554
24	黒	24-0087108	HG3TCO5617
25	銀	22-0068051	HS3A03888
26	銀	23-0142385	A-05773165
27	桃	23-0167108	F130927165
28	銀	24-0087544	HG3TC24754
29	緑	22-0072266	LAJ06370
30	青	24-0072705	ASL15400
31	銀	22-0068348	B10323427
32	銀	無	OM02264
33	黒	無	H1EG1341
34	黒	24-0077440	B9L21150
35	黒	無	O811276

公告

36	桃	22-0073980	LCA08794
37	白	無	2P12J07013
38	白	無	A13PK54120
39	青	22-0072916	H5J58020
40	白	22-0072185	LAL02342
41	黒	22-0070219	V141017968
42	桃	22-0073315	LCA08828
43	銀	23-0177071	SPK025109
44	青	16-0112564	LDO1040029
45	黒	無	F41026475
46	赤	23-0162245	F121206557
47	赤	23-0172284	SOL117717
48	黒	05-0160845	STNFA03093
49	黒	22-0068269	F120357634
50	青	23-0185280	STPIA1910
51	銀	25-0050401	SLG659354
52	銀	無	H5H07200
53	桃	23-0172994	V150308442
54	紫	24-0088385	A14I00958
55	橙	無	C25J4679
56	銀	22-0070440	F131009396
57	白	22-0072665	FC6LO8625
58	銀	27-0042990	GUIL20054
59	銀	22-0073436	H6F28981
60	橙	22-0069336	HG3TC09817
61	黒	無	HS3A04570
62	黒	22-0072028	B5X07401
63	黒	22-0074590	STQJA13202
64	黒	24-0091739	XY15204555
65	黒	23-0166645	F131102712
66	青	24-0058029	B1E39186
67	銀	24-0072320	661G69008
68	白	無	LGM1005323
69	桃	22-0071951	CB9S5604
70	青	22-0071860	F5O119753
71	黒	無	STMHA12234
72	黒	23-0167119	STMIA22098
73	銀	22-0068944	LMB05508

74	銀	22-005442	LCH08303
75	黒	24-0086259	HG3TC09857
76	黒	22-0073718	V171134113
77	銀	22-0071190	STNKA14683
78	黒	無	HG4TJ50744
79	黒	22-0071668	V16017205
80	青	無	CC2G2796
81	黒	22-0072705	FC6L051133
82	赤	無	HS3B01422
83	黒	23-0171663	A15AA82909
84	黒	22-0070686	HG4TJ50890
85	赤	23-0144817	87J52758
86	赤	22-0049837	不明
87	黒	23-0166897	SOK5473
88	黒	24-0080024	BOKO4369
89	黒	22-0070664	HG4TJ50711
90	黒	無	GA5G61169
91	黒	22-0068667	H2E84096
92	紫	24-0088368	LNK35527
93	黒	22-0070662	HG4TJ50703
94	銀	22-0069280	H4E77578
95	白	27-0044052	STLL287154
96	銀	無	CD10E05802
97	銀	無	FJA9L09809
98	緑	無	OG25448

綾部市公告第159号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和元年10月18日

綾部市長 山崎善也

(以下掲示済)

綾部市公告第160号

現年発生農地等災害復旧事業、滝谷水路・農地、宮ノ下農地復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年10月21日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第501 116号 |
| (2) 工 事 名 | 滝谷水路・農地、宮ノ下農地復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市於与岐町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 滝谷水路 L = 67.3m
土砂浚渫工 V = 169m ³
柵渠復旧工 一式
滝谷農地 A = 0.19ha
1工区 土砂浚渫工 V = 88m ³
2工区 土砂浚渫工 V = 454m ³
3工区 土砂浚渫工 V = 7m ³
4工区 土砂浚渫工 V = 106m ³
5工区 ふとん籠工 L = 8m
宮ノ下農地 A = 0.01ha
土砂浚渫工 V = 94m ³ |
| (5) 予定工期 | 令和元年11月19日から
令和2年 3月27日まで（130日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級、A等級、B等級のいずれかで登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置で

きること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年10月21日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は470円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年10月24日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年10月25日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月24日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年10月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年10月31日（木）から

令和元年11月 1日（金）正午まで

- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和元年11月5日（火）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和元年11月11日（月）午前9時から午後6時まで
令和元年11月12日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出11月11日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月12日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年11月13日（水）午前9時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続きを行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

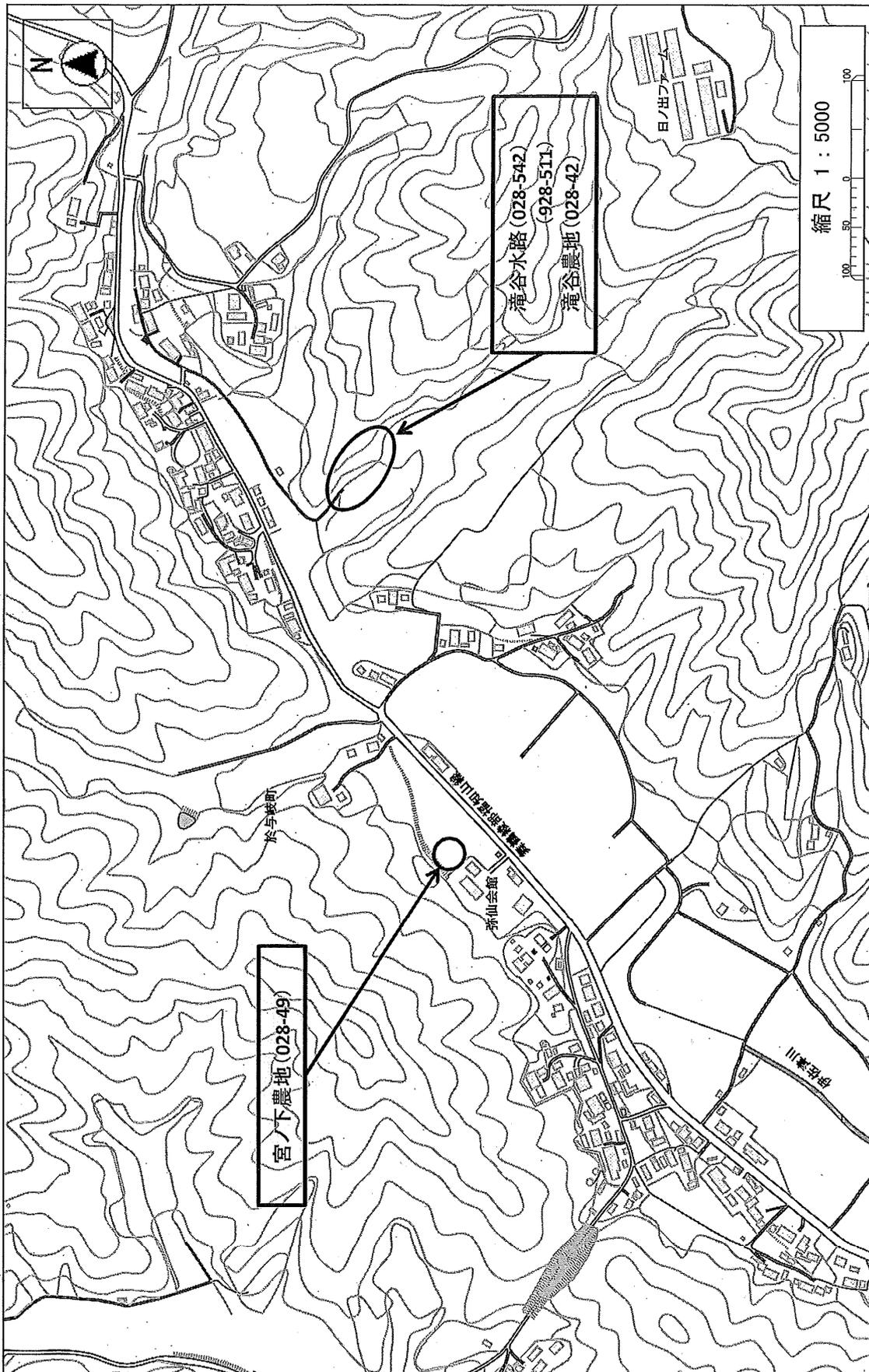
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

位置圖



綾部市公告第161号

原子力災害時避難円滑化モデル実証事業、総合運動公園避難路整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年10月21日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第501 117号 |
| (2) 工 事 名 | 総合運動公園避難路整備工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市上杉町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L = 129.8m
地盤改良工 A = 968㎡
アスファルト舗装工 A = 282㎡
碎石舗装工 A = 677㎡
側溝工 L = 16.1m
路側工 L = 146m
区画線工 L = 112m |
| (5) 予定工期 | 令和元年11月19日から
令和2年 3月27日まで（130日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年10月21日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,200円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年10月24日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年10月25日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月24日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年10月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年10月31日（木）から

令和元年11月 1日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和元年11月5日（火）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和元年11月11日（月）午前9時から午後6時まで
令和元年11月12日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出11月11日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月12日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年11月13日（水）午前9時15分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適當であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

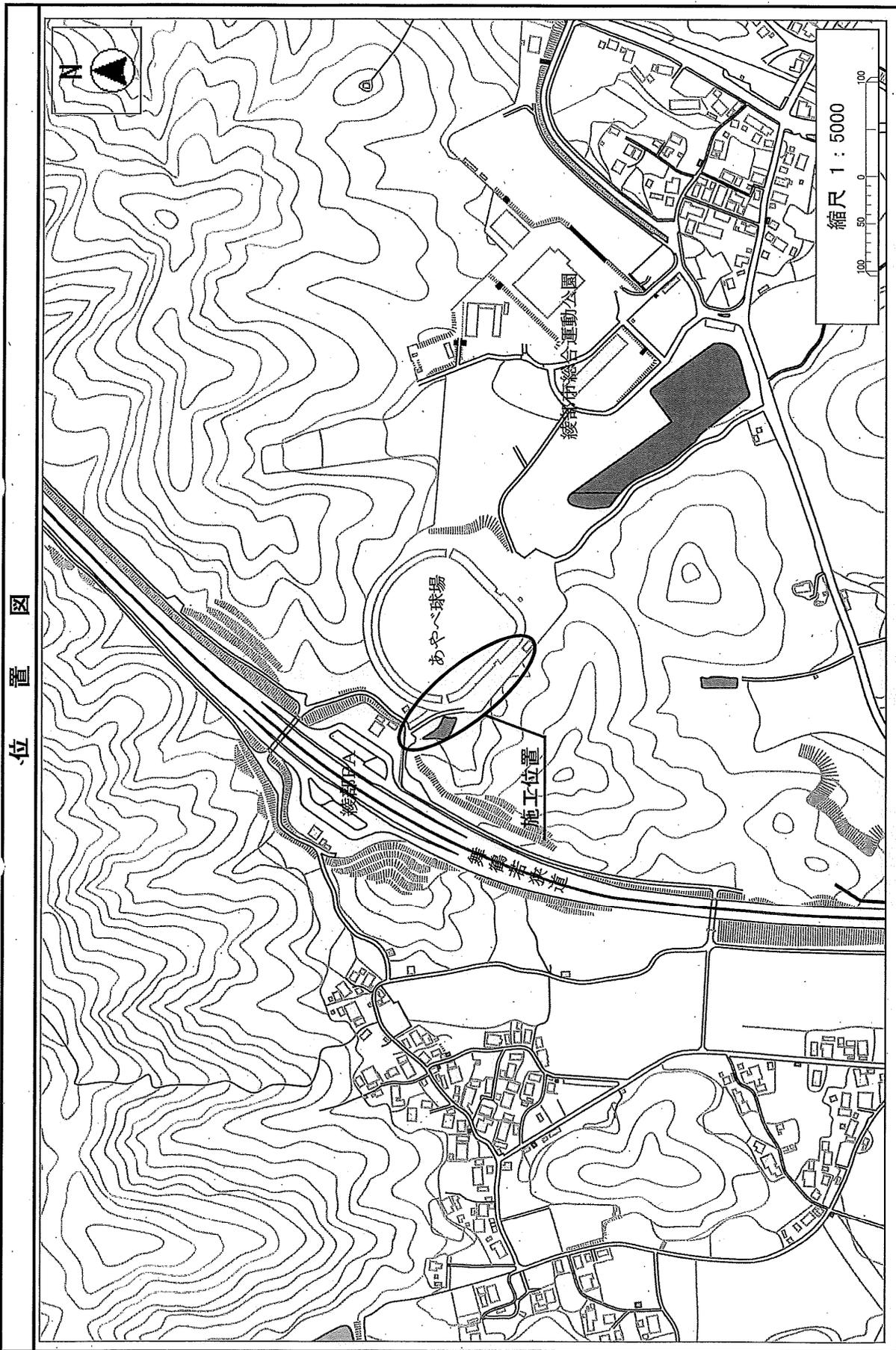
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



位置図

綾部市公告第162号

現年発生農地等災害復旧事業、大谷道路・水路、河原・野谷水路復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年10月21日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第501 118号 |
| (2) 工 事 名 | 大谷道路・水路、河原・野谷水路復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市中山町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 大谷道路 L = 11m
コンクリートブロック積工
L = 11.0m A = 31.6m ²
大谷水路 L = 18m
ふとん籠工（2段積） L = 15.0m
水路工 一式
河原水路 L = 103.7m
1工区 土砂浚渫工 V = 9m ³
2工区 土砂浚渫工 V = 10m ³
3工区 作業土工（埋戻） V = 1m ³
4工区 土砂浚渫工 V = 19m ³
野谷水路 L = 33.5m
土砂浚渫工 V = 184m ³ |
| (5) 予定工期 | 令和元年11月19日から
令和2年 3月17日まで（120日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていな

いこと。

- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年10月21日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は520円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年10月24日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年10月25日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月24日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年10月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和元年10月31日（木）から
令和元年11月 1日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和元年11月5日（火）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和元年11月11日（月）午前9時から午後6時まで
令和元年11月12日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出11月11日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月12日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年11月13日（水）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続きを行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

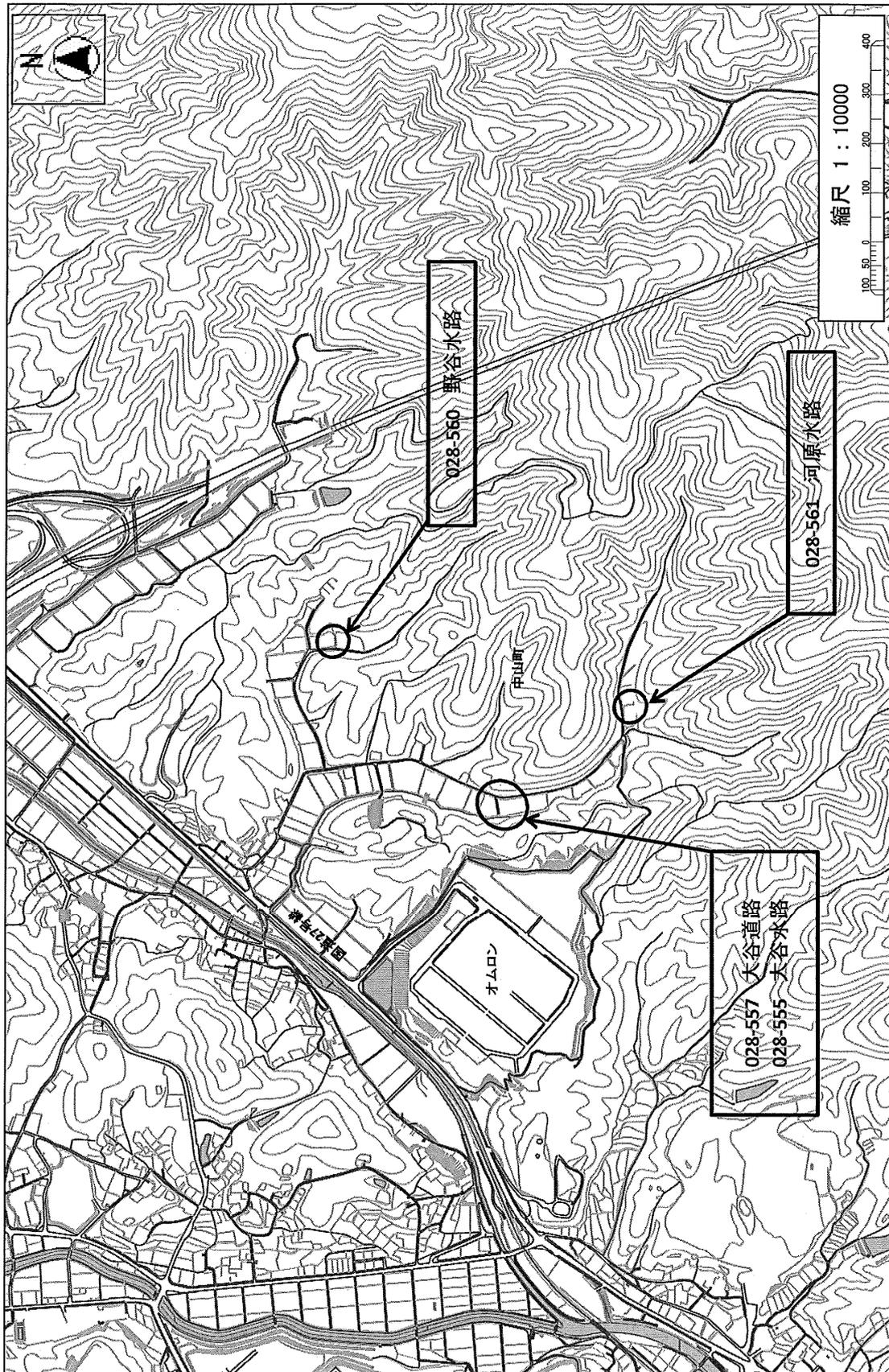
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

位置圖



綾部市公告第163号

現年発生農地等災害復旧事業、前地農地、後位ヶ内・芝居崎道路復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年10月21日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 工事番号 | 第501 119号 |
| (2) 工事名 | 前地農地、後位ヶ内・芝居崎道路復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市鍛冶屋町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 前地農地 L = 14.3 m
コンクリートブロック積工
L = 14.3 m A = 32.8 m ²
盛土復旧工 A = 18 m ²
後位ヶ内道路 L = 38.0 m
土砂浚渫工 V = 250 m ³
法面復旧工 A = 170 m ²
芝居崎道路 L = 56.0 m
1工区 土砂浚渫工 V = 39 m ³
2工区 土砂浚渫工 V = 18 m ³ |
| (5) 予定工期 | 令和元年11月19日から
令和2年 3月17日まで（120日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加

資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2)2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年10月21日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は380円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年10月24日(木)午前9時から午後6時まで

令和元年10月25日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月24日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年10月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年10月31日(木)から

令和元年11月1日(金)正午まで

- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和元年11月5日（火）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和元年11月11日（月）午前9時から午後6時まで
令和元年11月12日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出11月11日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月12日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年11月13日（水）午前9時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし

ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

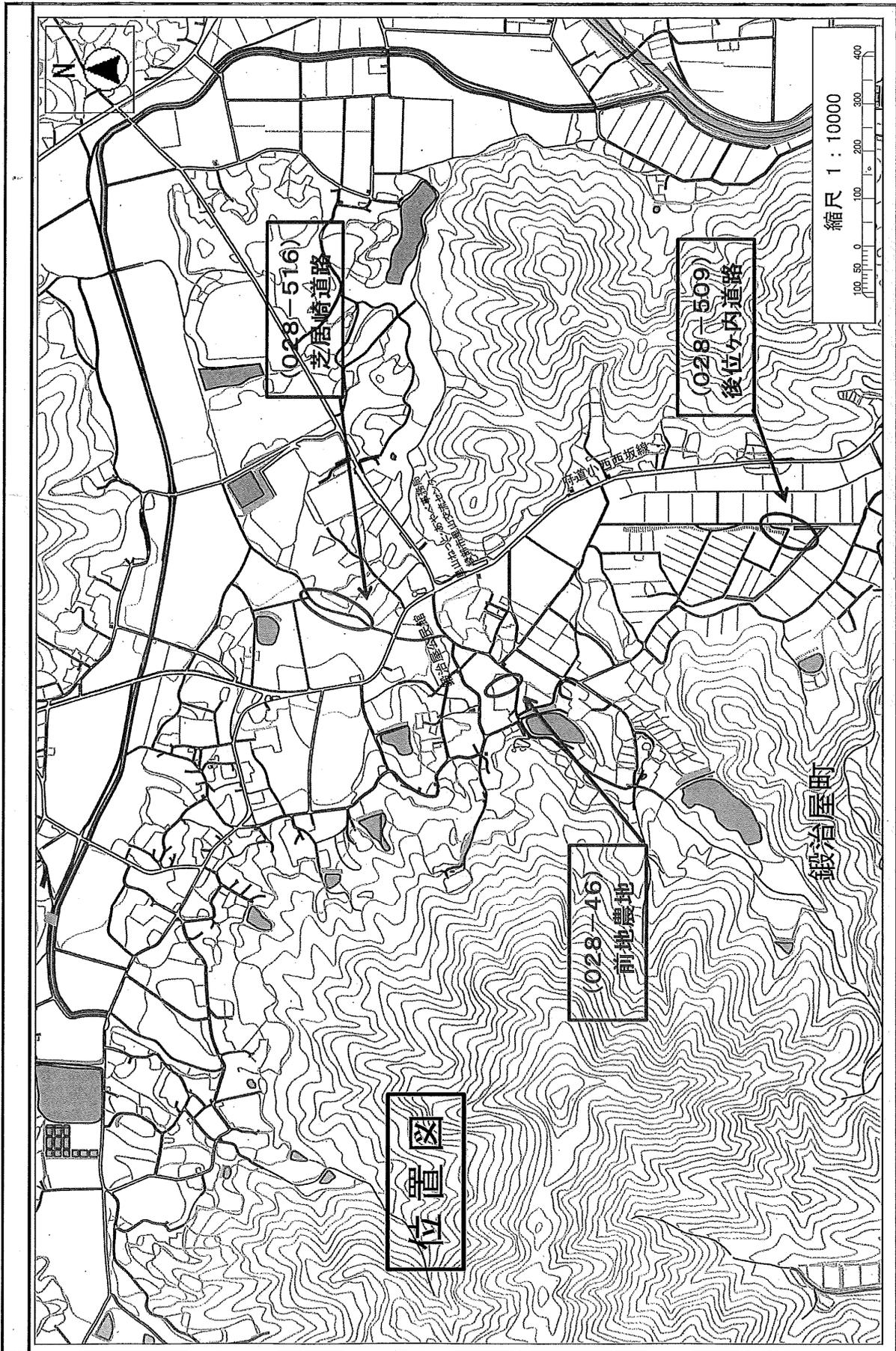
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第164号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、畑口川外1川河川災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年10月21日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第501 120号 |
| (2) 工 事 名 | 畑口川外1川河川災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市五泉町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 畑口川 右岸 L = 5.0 m
コンクリートブロック積工 A = 9 m ²
小口止工 N = 2 箇所
すり付け工（石積） A = 5 m ²
締切排水工 一式
神子谷水路 左岸 L = 29.0 m
かごマット工（5段積） A = 42 m ²
かごマット工（4段積） A = 26 m ²
小口止工 N = 1 箇所
すり付け工（石積） A = 2 m ²
筋芝 A = 64 m ² |
| (5) 予定工期 | 令和元年11月19日から
令和2年 3月27日まで（130日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置で

きること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年10月21日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は980円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年10月24日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年10月25日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月24日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年10月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年10月31日（木）から

令和元年11月 1日（金）正午まで

- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和元年11月5日（火）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和元年11月11日（月）午前9時から午後6時まで
令和元年11月12日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出11月11日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月12日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年11月13日（水）午前10時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続きを行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

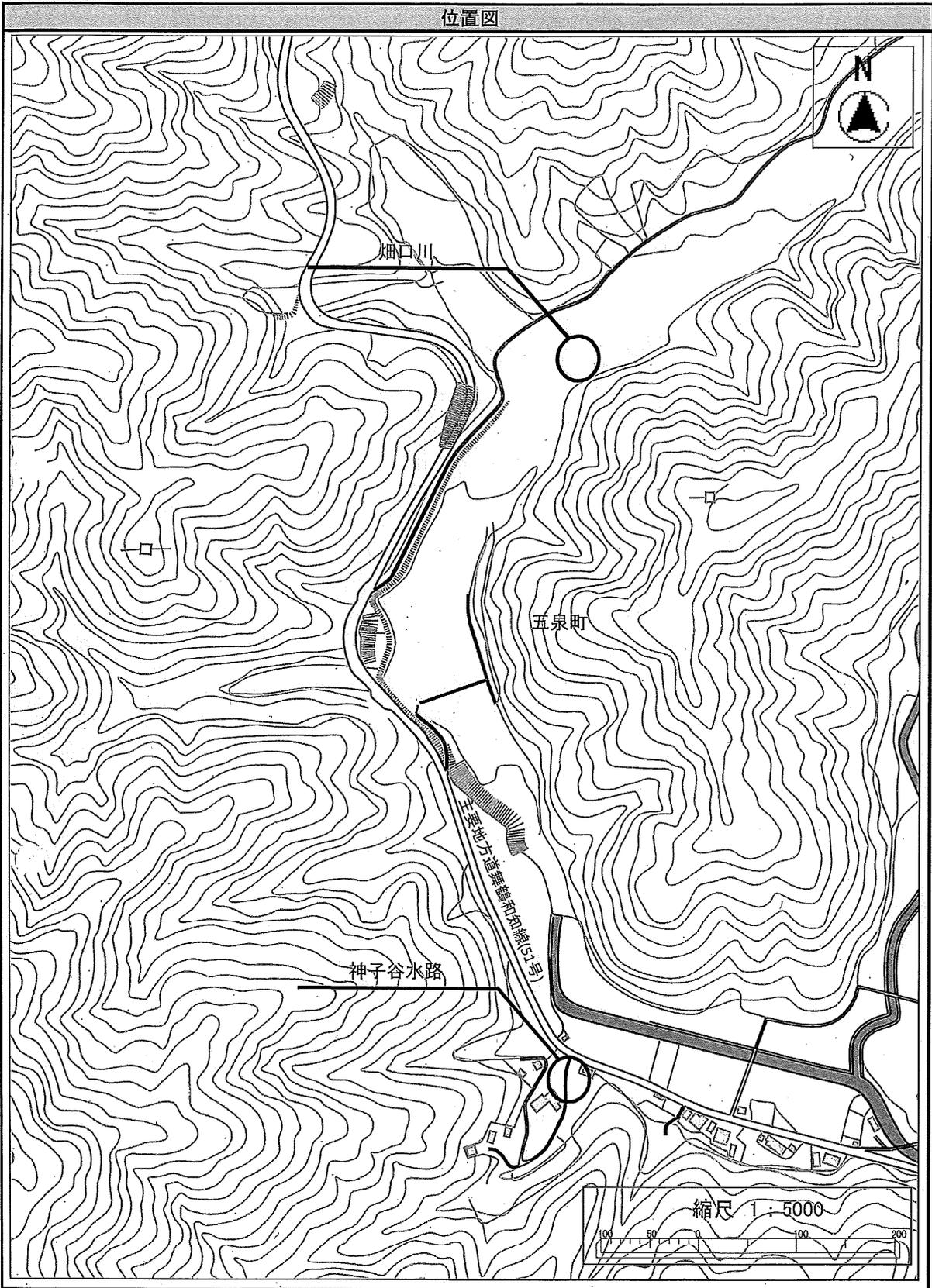
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第165号

現年発生農地等災害復旧事業、岸ヶ下農地1・2復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年10月21日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 工事番号 | 第501 121号 |
| (2) 工事名 | 岸ヶ下農地1・2復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市小畑町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 岸ヶ下農地1 A=0.12ha
土砂浚渫工 V=193m ³
岸ヶ下農地2 L=29.0m
ふとん籠工（2段積）L=29.0m
盛土復旧工 A=49m ² |
| (5) 予定工期 | 令和元年11月19日から
令和2年 2月26日まで（100日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年10月21日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は280円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年10月24日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年10月25日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月24日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年10月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年10月31日（木）から

令和元年11月 1日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和元年11月5日(火)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和元年11月11日(月)午前9時から午後6時まで
令和元年11月12日(火)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出11月11日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月12日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年11月13日(水)午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

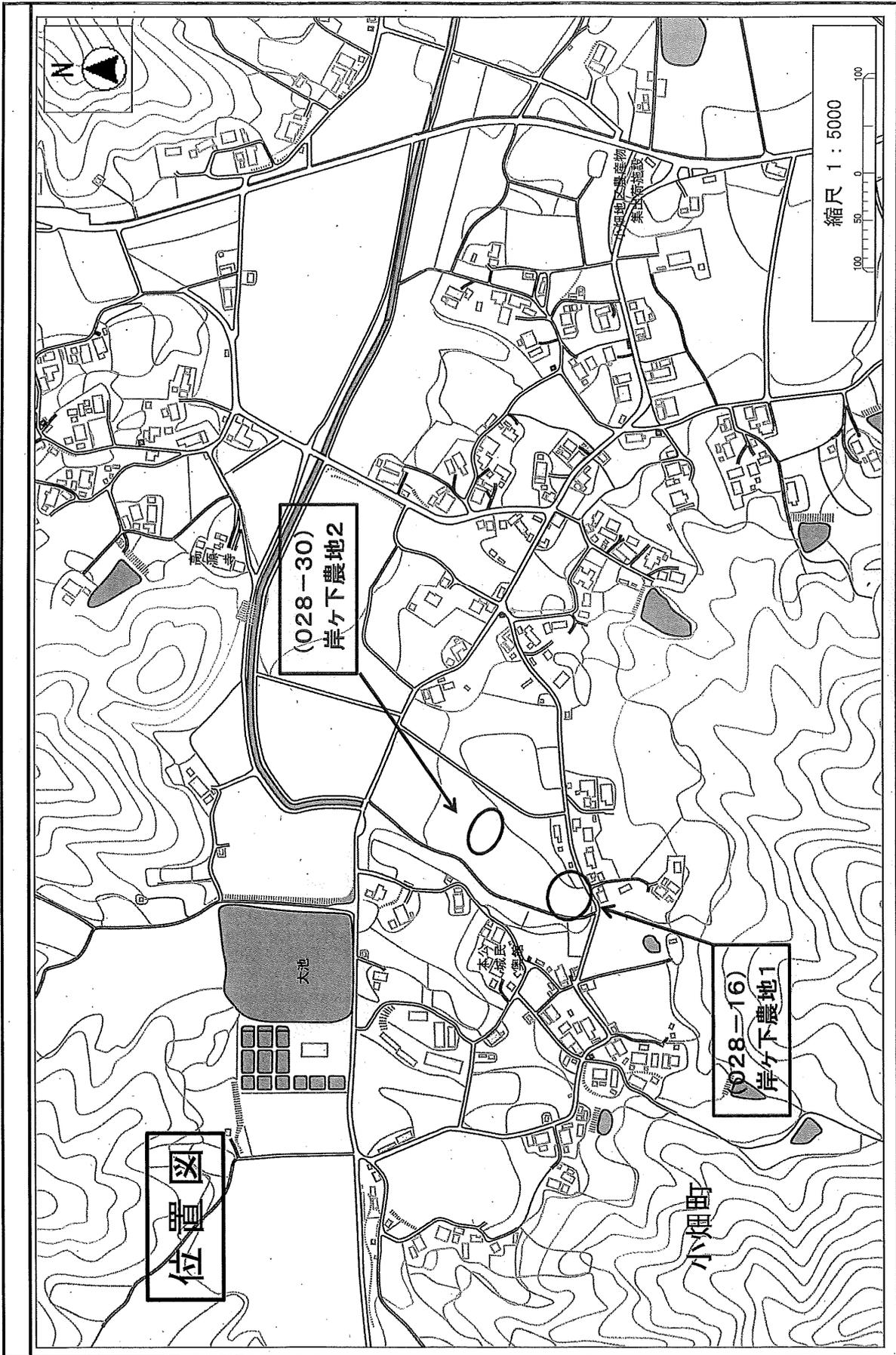
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第166号

綾部市立病院電話交換機整備事業、綾部市立病院電話交換機整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年10月21日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第501 123号 |
| (2) 工 事 名 | 綾部市立病院電話交換機整備工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市青野町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 電話交換機更新 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和元年11月19日から
令和2年 3月17日まで（120日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気通信工事のA等級、B等級、C等級のいずれかで登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気通信工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

- (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

①期間 令和元年10月21日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は210円です。

（2）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年10月24日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年10月25日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月24日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

（1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年10月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年10月31日（木）から

令和元年11月1日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和元年11月5日（火）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和元年11月11日(月) 午前9時から午後6時まで
令和元年11月12日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出11月11日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月12日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年11月13日(水) 午前10時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

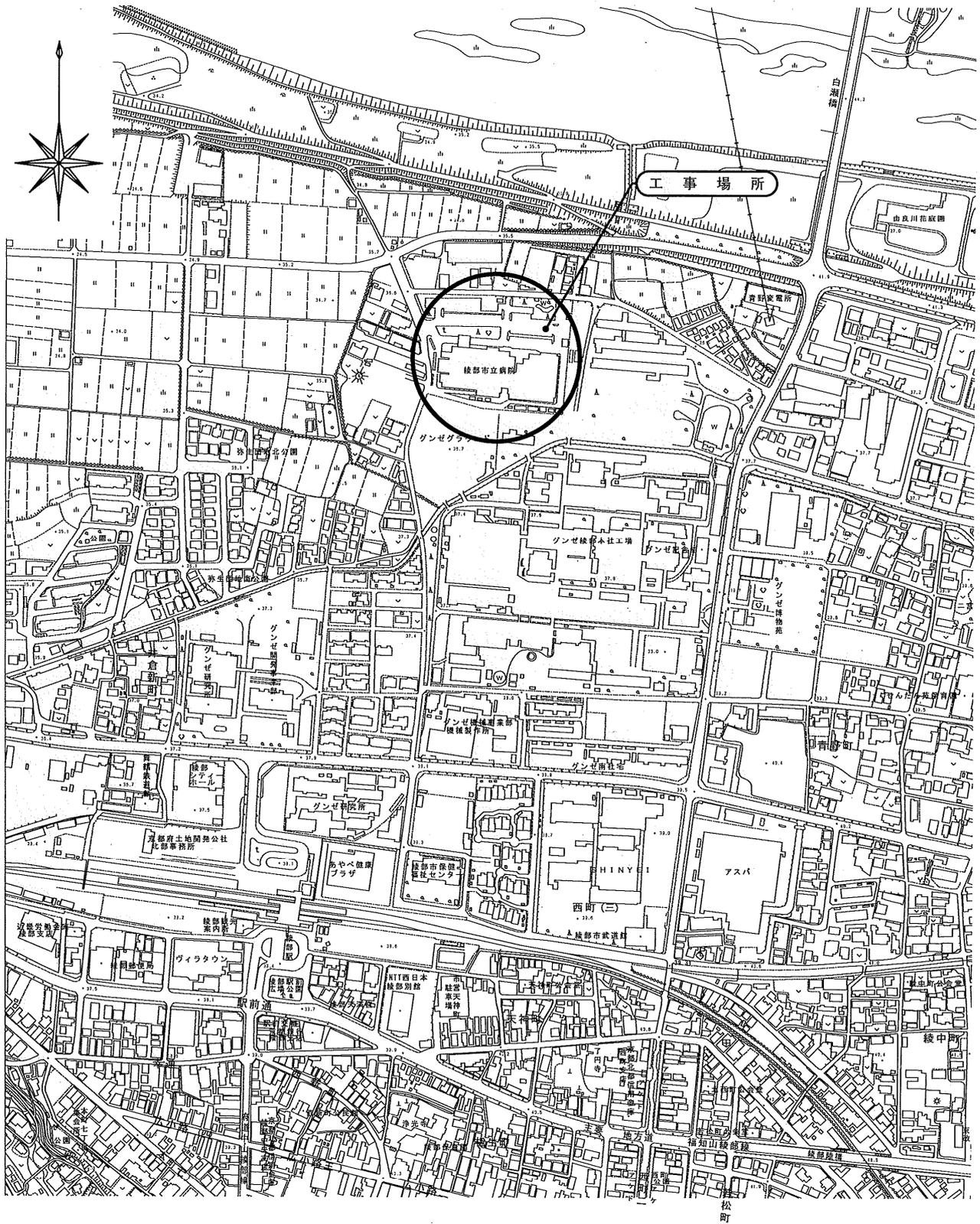
2) 主任技術者

- 1 電気通信工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市立病院電話交換機整備工事 付近見取図 S=1/2,500

綾部市公告第167号

綾部市立病院西館非常用電源装置更新事業、綾部市立病院西館非常用電源装置更新工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年10月21日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第501 124号 |
| (2) 工 事 名 | 綾部市立病院西館非常用電源装置更新工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市青野町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 整流器交換 1基
制御弁式据置鉛蓄電池交換 1基 |
| (5) 予定工期 | 令和元年11月19日から
令和2年 3月31日まで（134日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級又はB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年10月21日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は140円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年10月24日(木)午前9時から午後6時まで

令和元年10月25日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月24日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年10月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年10月31日(木)から

令和元年11月1日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和元年11月5日(火)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行

いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和元年11月11日(月) 午前9時から午後6時まで
令和元年11月12日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出11月11日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月12日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年11月13日(水) 午前11時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

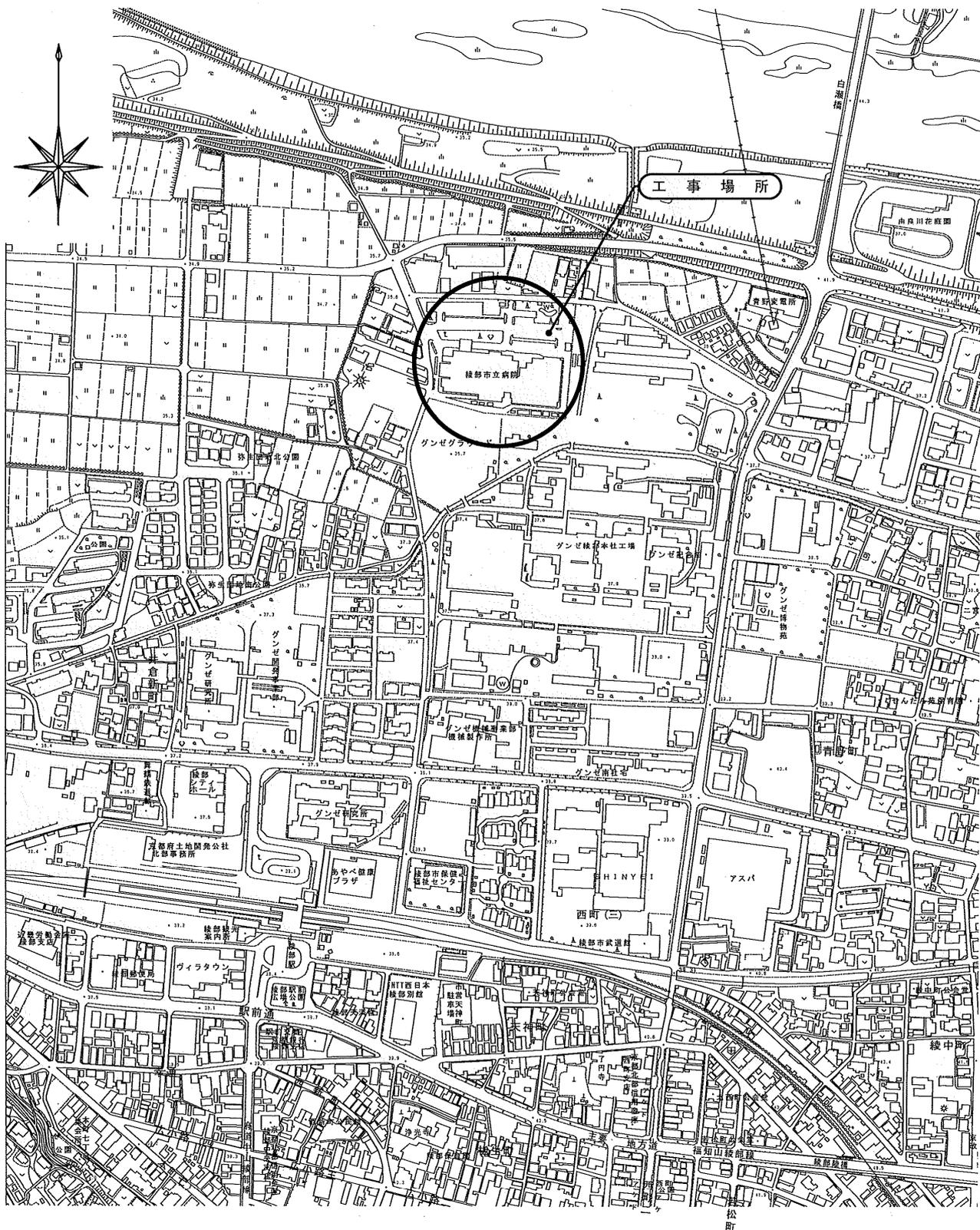
2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市立病院西館非常用電源装置更新工事 付近見取図 S=1/2,500

綾部市公告第168号

下水道整備事業、マンホールポンプ設置(1-1)工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年10月21日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第501 125号 |
| (2) 工 事 名 | マンホールポンプ設置(1-1)工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市田野町(別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | マンホールポンプ 1箇所 |
| (5) 予定工期 | 令和元年11月19日から
令和2年 3月31日まで(134日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級又はB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2)2部を監理課へ持参により提出すること。

- (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

①期間 令和元年10月21日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は810円です。

（2）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年10月24日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年10月25日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月24日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

（1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年10月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年10月31日（木）から

令和元年11月 1日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和元年11月5日（火）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和元年11月11日(月) 午前9時から午後6時まで
令和元年11月12日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出11月11日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月12日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年11月13日(水) 午前11時15分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

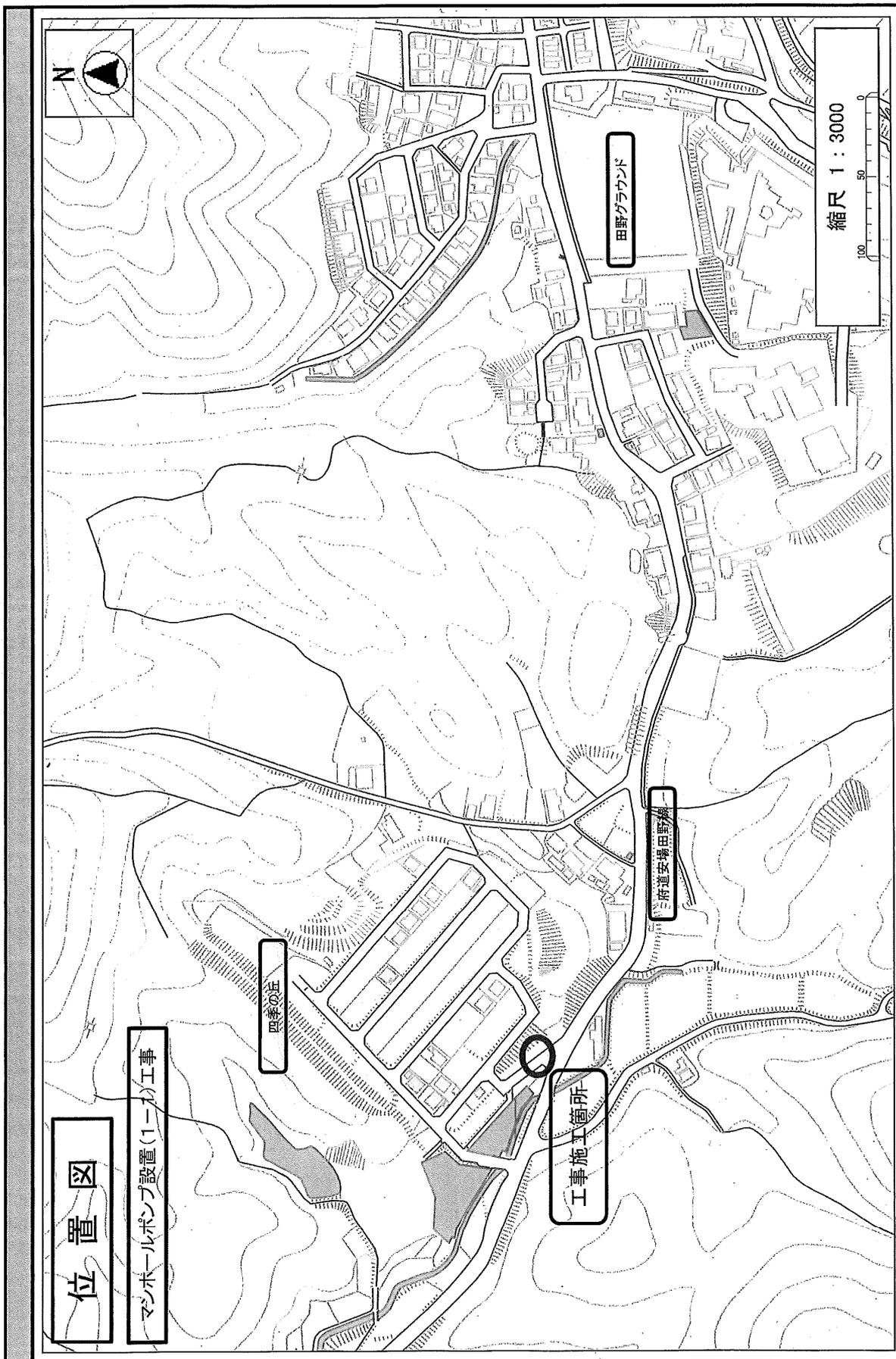
2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第169号

あやべ温泉施設改修事業、あやべ温泉改修工事（機械設備工事）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年10月21日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|----------|------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第501 126号 |
| (2) 工事名 | あやべ温泉改修工事（機械設備工事） |
| (3) 工事場所 | 綾部市睦寄町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 設備機器更新
（揚水ポンプ、排水ポンプ、ろ過装置、浄化槽機器） |
| (5) 予定工期 | 令和元年11月19日から
令和2年 2月16日まで（90日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で機械器具設置工事のA等級、B等級、C等級のいずれかで登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 機械器具設置工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年10月21日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は230円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年10月24日(木)午前9時から午後6時まで

令和元年10月25日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月24日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年10月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年10月31日(木)から

令和元年11月1日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和元年11月5日(火)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行

いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和元年11月11日(月) 午前9時から午後6時まで
令和元年11月12日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出11月11日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月12日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年11月13日(水) 午前11時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

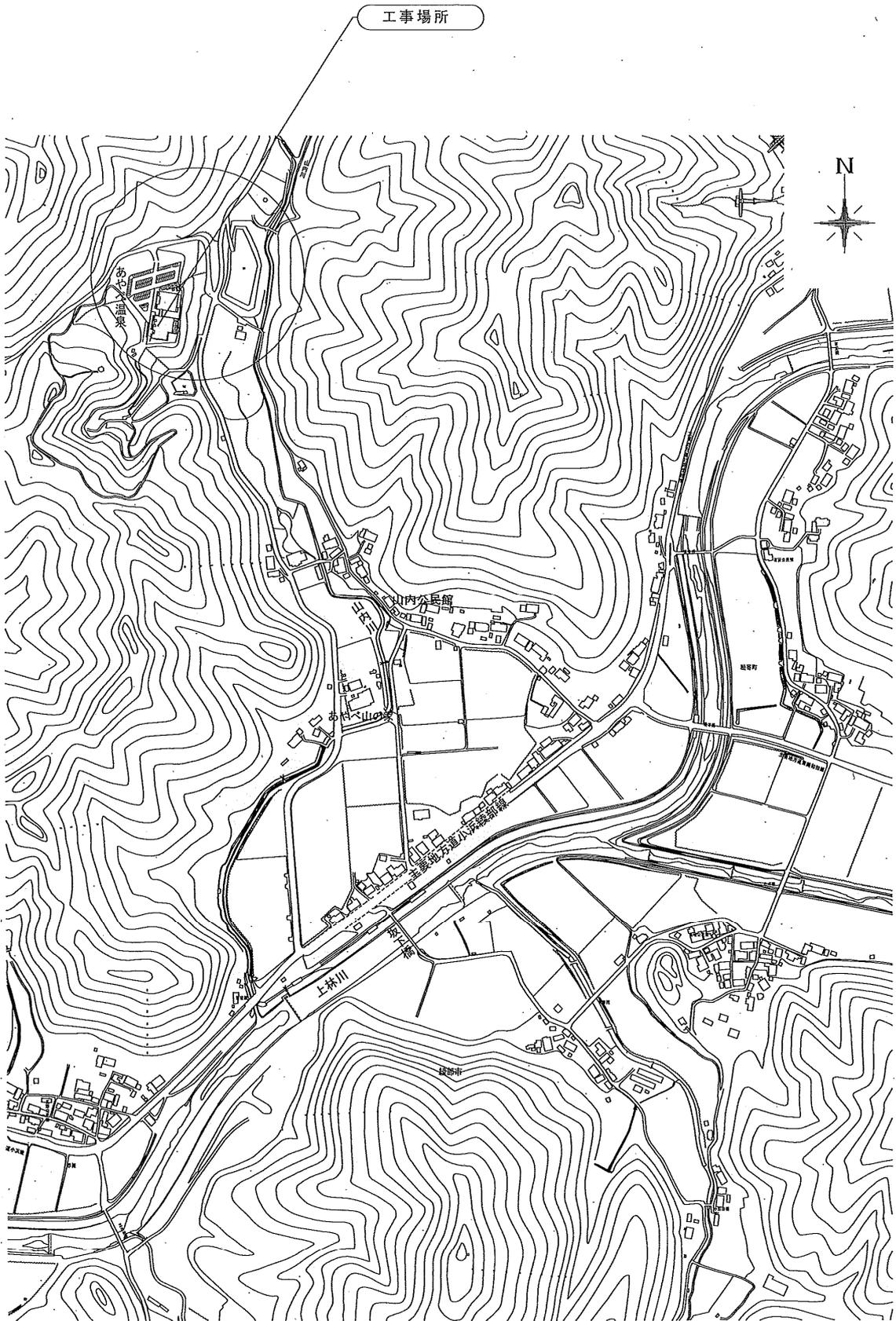
2) 主任技術者

- 1 機械器具設置工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



あやべ温泉改修工事（機械設備工事）

綾部市公告第 1 7 1 号

令和 2 年度飛び立て！中学生海外派遣業務に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

令和元年 1 0 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

本市の令和 2 年度飛び立て！中学生海外派遣業務について、委託業者の選定にあたり別添「令和 2 年度飛び立て！中学生海外派遣業務に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

綾部市公告第 1 7 2 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和元年 1 0 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 1 7 3 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和元年 1 0 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 1 7 4 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和元年 1 0 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第175号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和元年10月31日

綾部市長 山崎善也

- | | | |
|----|------|--------------------|
| 1 | 捕獲日時 | 令和元年10月29日 12:20分頃 |
| 2 | 捕獲場所 | 綾部市井倉新町南大町地内 |
| 3 | 動物種 | 犬 |
| 4 | 種類 | 雑種 |
| 5 | 体格 | 中 |
| 6 | 毛色 | 白黒 |
| 7 | 性別 | 雌 |
| 8 | その他 | 革製茶色首輪付 |
| 9 | 犬の鑑札 | なし |
| 10 | 注射済票 | なし |

(注意) 公告期間満了の日の翌日(令和元年11月5日)までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所環境衛生室

電話番号0773-75-1156

綾部市教育委員会告示第17号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和元年度第9回（10月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和元年10月29日

綾部市教育委員会

教育長 足立 雅和

- 1 日 時 令和元年10月31日（木）午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 報告事項
 - ・市内一斉声かけの日について
 - ・新成人へのメッセージの依頼について
- 4 事務連絡

綾部市十倉財産区告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第296条の規定に基づき、次の事件について令和元年10月30日綾部市十倉財産区議会を綾部市十倉財産区公会堂に招集する。

令和元年10月25日

綾部市十倉財産区管理者

綾部市長 山崎善也

付議事件

- 1 綾部市十倉財産区有財産（土地）の貸付に係る議決事件の修正について
- 2 令和元年度綾部市十倉財産区特別会計補正予算（第1号）について